

令和元年第3回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和元年9月3日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和元年9月6日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和元年9月6日	15時30分	議長	品川義則	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	重松 一徳	出
	3番	松石 健児	出	10番	鳥飼 勝美	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	大山 勝代	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	品川 義則	出
	7番	久保山 義明	出			
会議録署名議員	5番	末次 明		6番	栗野 久明	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田 和彦		(係長) 長野 周次		(書記) 西村 美香子	
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	松田 一也	産業振興課長	寺崎 一生		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教 育 長	大串 和人	定住促進課長	亀山 博史		
	総務企画課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	財 政 課 長	平野 裕志	会計管理者	酒井 智明		
	税 務 課 長	寺崎 博文	教育学習課長	井上 克哉		
	住 民 課 長	毛利 博司	こども課保育園長	高木 久幸		
	健康増進課長	中牟田 文明	産業振興課参事	山本 賢子		
	福 祉 課 長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	今泉 雅己					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 松 石 信 男

- (1) 松田町長の選挙公約の実施と評価について
- (2) 基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況について

2. 鳥 飼 勝 美

- (1) 松田町長の次期町長選への出馬について
- (2) 亀の甲ため池の復旧工事について
- (3) 基山町健康増進計画について

3. 栗 野 久 明

- (1) 教育行政について
- (2) 税の徴収の取組について

4. 重 松 一 徳

- (1) 合併浄化槽の町移管方式について
- (2) まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- (3) 8050問題、老障問題について

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

おはようございます。傍聴者の皆さんには早朝から傍聴に来ていただきましてありがとうございます。大変お疲れさまでございます。

日本共産党の松石信男でございます。私は町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について松田町長、大串教育長並びに担当課長にお伺いをいたします。

質問の第1は、松田町長の公約の実施状況についてお尋ねをいたします。

御存じのとおり、松田町長は2016年2月に町長に当選されて、ことしで4年目になります。私は松田町長が町民の皆さんに約束された「皆様方の声を実現します。松田一也の基山町への七つの誓い、基山町の歴史と自然を守りつつ、人口増に挑戦します」、この公約の実施状況と今後のまちづくりについて、私の提案も含め、見解を求めるものであります。

そこで、5つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、七つの誓いとして示されております①子どもを育てたくなるまち基山町、②基山町を通過点から、交流拠点に、③自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり、④高齢者・障がい者等にやさしいまちづくり、⑤新たな産業・雇用の創出、⑥農業と観光の新たな道、⑦安心と安全をベースに新しい協働のまちづくりのそれぞれにつきまして、この間、実施されました主な事業の評価について見解を求めます。

2つ目に、松田町長は人口増に挑戦するためにさまざまな人口対策をとってこられたと思いますが、基山町は人口減少傾向から抜け出したのか、人口の増減状況、自然増、社会増、その要因は何なのか、答弁をお願いいたします。

3つ目に、公約の子どもを育てたくなるまち基山町についてお伺いをいたします。

まず、6月の厚生労働省の発表では、女性一人が生涯に産む子どもの推定人数、2018年の全国合計特殊出生率は3年連続で減少し、1.42との発表がありました。佐賀県は1.64となっておりますが、基山町の合計特殊出生率は、2012年、平成24年ですが、1.25でございました。最新の状況についてお伺いいたします。

次に、10月から幼児教育・保育無償化が実施されますけれども、子どもを産みたい人が安心して産み育てられる環境づくり、より実効性の高い少子化対策が求められていると思います。高校生までの通院医療費助成を提案いたします。答弁を求めます。

4つ目でございます。広がる貧富の格差が子どもたちの成長を妨げています。基山町では県内で先進的にひとり親世帯の医療費の一部負担金が全額助成されたことは大変歓迎するところであります。子どもの貧困対策の推進に関する法律も制定されて5年経過をし、さらなる対策が必要だと思います。国会のほうでもそういう動きがあるようでございます。

そこで、①としまして、給食費の無償化、必要だと思います。次に、就学援助制度の拡充、生活保護基準の1.5倍化を提案いたします。見解を求めます。

5つ目に、松田町長の公約では高齢者・障がい者等にやさしいまちづくりを掲げていますが、この件に関しまして、障がい者医療費についてお伺いをいたします。

子育て支援として長年望まれておりました子どもの医療費につきましては現物給付化されまして、子育て世代の皆さんから大変喜ばれております。ところが、ひとり親家庭や重度身心障がい者の医療費については償還払いとなっております。これを現物給付方式に見直す必要があると思いますが、見解を求めます。

質問の第2は、松田町長の公約ともつながるわけでございますけれども、基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況についてお伺いをいたします。

基山町は今をさかのぼる5年前、国からの地方創生の方針に基づきまして、平成27年10月に少子化と人口減少を克服し、将来にわたる活力のある基山町を維持していくために、「基山町人口ビジョンと、それに基づく基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。政府はこの計画のために、さまざまな地方創生推進交付金などを設けて推進を図ってきたところであります。

この総合戦略の対象期間は今年度までの5年間となっております。ことしは計画の最終年度を迎え、各事業ごとの具体的な数値目標を定めながら達成へ全力を挙げられていると思いますが、目標は達成できるのか。全国的な現状は人口の東京一極集中はさらに進み、九州で

は福岡市が一人勝ちの状態であります。政府は来年度から東京一極集中の是正を最重要課題とした地方創生の第2期となります2020年度から2024年度の第2期総合戦略を年内にも決定するとも報道されているところであります。しかしながら、今後、出生率が幾らか上がったとしても、少子・高齢化は避けられないのではないかと思います。基山町の第1期の地方創生総合戦略を総括しながら、地域経済の活性化、雇用の場の確保、子育て支援、高齢者の暮らし応援など、さまざまな問題、今後のまちづくりの方向としてはどう進めていけばいいのか、希望の持てる基山町のために、非常に大きな大切な課題と私は考えるわけであります。

そこで、2つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、今年度までの総合戦略の中間的な達成状況についてお聞きをいたします。

私は総合戦略を総括する視点としては、基山町の出生率の向上と移住・定住人口の増加で基山町の人口減少と地域経済の縮小の克服に向けてどれだけ前進しているのかにあると思っております。

そこで、総合戦略の6つの基本目標、先ほども少し述べましたが、①基山町における新たな雇用を創出する、②基山町を通過点から交流拠点へ、③子どもを育てたくなるまち基山をめざして、④安心と安全をベースに新しい協働のまちづくりを実現する、⑤自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり、⑥高齢者・障がい者（児）にやさしいユニバーサルなまちづくりのそれぞれの目標に対しまして具体的な数値目標も設定されておりますが、この6つの基本目標ごとの達成状況について見解を求めます。

また、その6つの目標の中で、目標達成の可能性がある事業とは何か、また、難しいと思われる事業は何なのか、また、その理由、答弁をお願いいたします。

2つ目に、第1期の総合戦略の総括、現在のところ中間的なものでございますが、それを踏まえて、第2期総合戦略の基本的な方向性、これについてはどのようにお考えなのか、御見解をお聞きいたしまして、第1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、松石信男議員の一般質問に答弁させていただきますが、1の(4)は後ほど大串教育長のほうから答弁させていただきますして、残りを私のほうから答弁させていただきますというふうに思います。

まず1、私の選挙公約の実施と評価についてということで、(1)七つの誓いである①子どもを育てたくなるまち基山町、②通過点から、交流拠点に、③自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり、④高齢者・障がい者等にやさしいまちづくり、⑤新たな産業・雇用の創出、⑥農業と観光の新たな道、⑦安心と安全をベースにした新しい協働のまちづくりのそれぞれについて、この間、実施された主な事業評価についての見解はということでございますが、まずは子育て、子どもの関係なんですけれども、いろいろございましたけど、町立保育園を民間と、そしてまた公立ということで、新しい2つの形で今まさに動いているということかというふうに思います。それから、小・中学校の普通教室、特別教室のエアコンの設置等、放課後児童クラブの充実、新棟を建てたこととか、それからあと、ソフト面におきましても、4歳児健診を初めとして、いろいろな新しいことができているのではないかとこのように思っているところでございます。

②番目の通過点から、交流拠点へという話ですが、おかげさまでいろいろな多様なイベントを実施することができまして、特に、今回の議会でも何度か話題になってはいますが、図書館が交流拠点としての役割を非常に強めている。そして、新しく建てました合宿所、多世代交流センター憩の家、これも非常に充実して、まさに基山町内外の方の交流の拠点になりつつあるのではないかとこのように思っているところでございます。また、町内の事業者や住民の皆さんの積極的な取り組みにより、いわゆる役場がやるだけではなく、まさに町民の方々が活発な活動をいろいろやられることによって、今、基山町を訪れる方の人数、そして、滞在時間が長くなっているのではないかとこのように思っているところでございます。

③の自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくりにつきましては、まずは国の歴まち法や佐賀県遺産の認定を受けたことは一つのトピックとして挙げられるのではないかとこのように思っております。子どもの劇から拡充したきやま創作劇も基山の風物詩になりつつございますし、ロードレースも毎年参加人数がふえていく、そして、草スキー世界大会なども確実に定着しつつあって、また、その成果が上がってきているというふうに思っているところでございます。

④の高齢者・障がい者の関係でございますが、まずは憩の家の拡充はすごくよかったかなと。利用者も非常にふえていますし、それから、現在、各公民館での活動、特に、通いの場ですね、それ以外も含めて、今後の公民館活動というのは大事になってくると思っておりますし、その一つのスタートラインはうまく切れたというふうに思っております。それから、障

がい者利用施設もこの4年間に町内に多くの利用施設ができて、その利用施設が非常に活躍されているということで、そういったことに対しての支援も今上手にできていっているのではないかなというふうに思っています。今後ともその充実、きめ細かな対応に努めていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

⑤が新たな産業・雇用の創出でございますが、この4年間には企業誘致が5社、そのうちライチとかトマト、特色のある取り組みができたのではないかなというふうに思っております。また、役場内に無料職業紹介所を設置して、雇用のマッチングに今努めているところでございます。今後とも高齢者、そして、女性の雇用マッチングに力を入れていきたいというふうに思っているところでございます。

⑥が農業と観光の新たな道ということで、これにつきましては、ライチ、トマト、キクイモ、サカキなど、新しい農業の芽が今まさに始めているということもありますし、地域で見ますと、園部地区の農家の方々みずから、しかも、既存の農家の方と新しい方々がうまくかみ合っ、新しい勉強会をスタートされているというふうにも聞いております。これは非常にいい動きだというふうに思っております。観光につきましても、お寺を中心的に新しい動きをされているということもありますし、基山職人の会などの活動なども非常に目を見張るものがございますので、基山町のもてなし度は着実に上がっているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

⑦安心と安全をベースにした新しい協働のまちづくりにつきましても、交通安全、防災に対応しておりますし、防犯カメラの設置による犯罪の抑止力もかなり上がってきているのではないかと考えております。ながらパトロールとか各種ボランティアによる防災、防犯、まさにこういう協働のまちづくりみたいなものがかなり進んできておりますので、今後、そういった自主活動に対しての支援であったり、またそれが大きく強くなっていくように、一緒に頑張っていけたらいいというふうに思っているところでございます。

(2)基山町は人口減少傾向から抜け出したのか、人口の増減（自然増、社会増）の状況とその要因は何かということでございますが、平成28年3月末時点で1万7,345人だった人口は、平成29年3月末で1万7,360人と15人の増加に転じました。その後、多少の増減はあるものの、ちょうどこの議会が始まってから最新の数字が出ましたけれども、先月に比べて42人のプラスで、1万7,416人という非常にいい数字も直近で出てきているところでございますので、この17年間続いていた人口減少傾向にまさにこの4年間で……（発言する者あり）

416人です。今、確認してきましたので。

また、人口の増減についての特に社会動態では、各種の移住・定住施策の効果により移住者が増加して、転出より転入者が多くなっております。きのう夜、移住体験住宅の前を偶然通りかかったんですけど、電気がついておりましたので、ああ、またここも今も利用していただいているんだなと思って、そういう意味では、いい感じかなと思っております。

一方、自然動態は、高齢者がどうしても今多い状況がありますので、まだ子どもたち、赤ちゃんの数が高齢者のお亡くなりになる数に届いていないので、自然減が続いておりました。ただ、足元、先ほど申しました8月末は自然増減も、プラス1ではありますが、自然増になっているという形のございます。

(3)公約の子どもを育てたくなるまち基山町についてということでございますが、ア、基山町の合計特殊出生率が2012年が1.25であったが、最新の状況はどうかということでございますが、本町におきましては2012年が1.25になっております。また、2017年の合計特殊出生率は発表されておりませんが、本町が独自に推計した値では1.34という形になっております。

この特殊出生率の出し方をきちんと御理解いただければ、町単位でこれにこだわるのはどうかというのを御理解いただくことができると思います。日本全体では重要な話だと思しますので、そのあたりのところはぜひまた一緒に勉強させていただければいいなというふうに思っているところでございます。

イ、高校生までの通院医療費助成を提案し、見解を求めるということでございますが、子どもの医療費助成制度は大変重要な事業の一つというふうに考えております。ただし、小学生以上の児童については町の単独事業となりますので、高校生までの通院医療費の助成に当たっては、町としても十分な財源確保の見通しを立てて検討を行う必要があると思っております。それ以外のいろいろな施策、国保関係の子どもに対しての優遇的なものも今御提案いただいておりますし、それから、後で出てくる給食費とか、いろいろなものがございますので、全部やれたら一番いいんですけど、そういうわけにいきませんので、優先順位をきちっと考えていきながら、戦略的にやっていくべき話かというふうに思っております。

そういう中で、今年度は幼児教育・保育の無償化、まさに大きな波が来ておりますので、財源等についても正確な見通しが現段階では立っていない状況なので、次年度以降、他の子育て支援施策とあわせていきながら十分な検討をやっていく必要があるのではないかとこのように思っているところでございます。

(5) 重度身心障がい者（児）医療費を償還払い方式から現物給付方式に見直す必要があると思うがということなのですが、御指摘の重度身心障がい者（児）医療費助成については県の制度であるので、県内の運用に合わせて、今償還払いになっているところがございます。ただ、御指摘のように、現物給付がいいというのは私自身もそう思っております。特に、受給者の方のいろいろな負担と利便性を考えた場合は現物給付がいいと思っておりますので、現在、国、県にそれについては要望をしているところがございます。

2、基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の達成状況についてということで、(1)総合戦略の6つの基本目標、①基山町における新たな雇用を創出する、②基山町を通過点から交流拠点へ、③子どもを育てたくなるまち基山をめざして、④安心と安全をベースに新しい協働のまちづくりを実現する、⑤自然と歴史・文化・スポーツを活かしたまちづくり、⑥高齢者・障がい者（児）にやさしいユニバーサルなまちづくりのそれぞれの達成状況は、また、目標達成の可能性のある事業は何か、難しいと思われる事業は何か、そして、その理由はということでございますが、現在、総合戦略では6つの基本目標のもとに、14施策44事業を取り組んでいるところがございます。取り組みの実績評価については、基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を開催し、その会議において施策などの効果について検証をしていただいているところがございます。

一番わかりやすいのが平成30年度末の実績値でK P Iを達成した事業だというふうに思いますが、K P Iを達成した事業は15事業で、その中の主な事業といたしましては、町のPR活動プロジェクト、防災対策強化事業、町内住み替え等の推進による定住促進プロジェクト、図書館による多様な学びを基盤としたアカデミックな人材育成事業などがあります。

また、現段階での実績値がK P Iと隔たりがある、目標がまだ達成できていないのが企業の魅力創造プロジェクト、観光案内の見える化プロジェクト、楽しいシニアライフ、料理教室事業となります。これらにつきましても、もう少し時間をかけていながら次の戦略を考えていけば、K P Iの目標を達成できるようになるというふうに考えておりますので、そうなるように努力していきたいというふうに考えているところがございます。

(2)第1期の総合戦略の総括を踏まえ、第2期の総合戦略の基本的な方向をどのように考えるかということですが、第2期の総合戦略の方向性としては、第1期の総合戦略の期間中に新たに国から認定を受けた中心市街地活性化基本計画、それから、歴史的風致維持向上計画等は1期のときにはまだございませんでしたので、こういった計画を生かしてい

きながら、連動させていきながら2期を考えていく必要があるというふうに考えているところでございます。

ここには書いておりませんが、立地適正化も今目指しておりますので、立地適正化計画なども、うまく2期の中にこれから入れ込んでいかなければいけないというふうに思っているところでございます。それから、先ほどの農業とか、そういったものも大事になってくるというふうに思っております。

また、国が示した関係人口ですね、この関係人口についての捉え方はそれぞれによって違いますので、基山町としての関係人口はどうかという定義をきっちり確立させて、基山町の関係人口をふやす、創出する、そして拡大する、そのようなことを踏まえて令和7年度の努力目標人口を達成するように、今まさに計画に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1項目めの(4)番目についてお答えをいたします。

子どもの貧困対策として、①給食費の無償化、②就学援助制度の拡充、生活保護基準の1.5倍化を提案し、見解を求めるというお尋ねでございますが、お答えいたします。

給食費については材料代であり、完全無償化は考えておりません。今後の教育課題の一つとして検討してまいります。

就学援助の基準については、現在、生活保護の1.3倍を基準として認定しておりますので、低い数値だとは考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ただいま答弁をいただきました。それでは、町長の選挙公約についてさらに質問を続けてまいります。

公約の七つの誓いについての評価は、いずれも着実に進んで、成果が上がっていると。新

しい芽が出始めたとか、安心・安全な協働のまちづくりも強くなっているというふうな答弁がされました。確かに私たち日本共産党議員団が昨年行いました町民アンケートの中でも、サンプル数は少なかったわけですが、松田町政を評価する声は町民の過半数を超えておりました。しかし一方、やはり何事にもあるように、不満がある、大いに不満があるとの声も当然あるわけであります。また、町政に望む施策についてもアンケートで求めましたが、水道料金の引き下げを求める声をトップにいたしまして、たくさんの声が寄せられたところであります。この町民アンケートの結果につきましては、松田町長にお届けをいたしました。また、松田町長は毎年、町長懇談会を開催されております。これは町民の生の声を聞き、町政に反映させる、そして、課題を共有化するという意味では評価するものであります。

私はこの町民アンケートで寄せられました要望、それから、町長懇談会等で出された声をもとに、さらに質問を行いたいと思います。

まず、人口についてですけれども、答弁では長年続いていた人口減少に歯どめがかかっているとの認識を示されました。人口の増減については、社会動態でふえ、自然動態では減っていると。先月はふえたというふうな形ですが。

そこで、1つ確認したいわけですが、自然動態の減の要因としては高齢者が多いということ挙げられておりますが、当然、子どもの出生数も関係するというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

当然、お子様の出生というのも関係いたしますけれども、1回目の町長の答弁にもございましたように、町内の人口の分布を見ましたときに、非常に高齢化率が高くなってきていると。そういった関係でどうしても、死亡は高齢者に限るわけではございませんけれども、確率からして、そういった方々がお亡くなりになるケースが非常に多うございますので、そういったことから死亡のほうは現状としては多くなっているということでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

次に、公約にあります子どもを育てたくなるまち基山町ということでございます。

町長懇談会で出された資料を読みますと、その声では、合計特殊出生率については、現在の1.25から2.07とか、かなりハードルが高いと思うと。これは国の方針なんですけれども。子どもを産みたいという町にしてほしいと。お金が厳しいので産めないという声を聞くので、負担軽減があるとよいと思う。基山町の子育て施策は他の自治体より劣っているとは思わないが、基山町への転入の目玉となる思い切った子育て施策を決断してほしいという声もあったところであります。

そこで、ことし6月の厚生労働省の発表は、先ほど言いましたけれども、全国的には3年連続で減少したということで、1.42と。佐賀県は1.64、基山町は1.34と先ほど答弁がありました。この2012年の基山町の1.25よりは確かに増加をしております。しかし、先ほどは町段階で考えることじゃないというふうな見解も述べられたわけですが、県平均、全国平均より低いというのは相変わらず克服できておりません。これについてどのように町長はお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

合計特殊出生率の考え方は、結局、簡単に言うと、今、基山町が何で低いかというと、40歳から50歳の女性が多いからなんです。簡単に言えば。そこの人数が多いからが大きな理由なので、そこが次の世代になって、40歳から50歳の方が50歳から60歳になったときには、この計算の中に入りませんからというようなことはもちろん皆さん知って、みんなわかった上で、この合計特殊出生率の議論をしないといけないですよ、というのは先ほど申したことです。

だから、今、基山町はそこの40歳から50歳——これは5歳ずつで区切ってやりますので、40歳から44歳と45歳から49歳までの女性の数が多いと構造的に少なくなるので、今、20歳ぐらいの女性が少ないので、その人たちが40歳からその年代になったときに後から、逆に言えば若い人がふえているような人口構成になっていけば、この合計特殊出生率というのは自然と上がるようになるというふうに思っていますので、これから10年ぐらいは低い状態が続きますが、15年後ぐらいに1回上がって、また減って、そして、20年後ぐらいからまたふえるというのは人口構成を見れば大体わかるようになっております。それは基山町みたいところでそれをやるとこういうふうになってしまいますけど、全国平均で考えていくと非常に大

事な数字だというふうに思いますので、そのことを申したわけでございまして、議会でこの話を長くしても仕方がないので、また別の機会でゆっくりその辺の御説明も申し上げたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

全国的な課題でもあるわけですね。3年連続減少ということであるわけですね。確かにそういう部分はですね。しかし、各自治体の努力ということも必要なわけでありまして。

次に、子どもを育てたくなる基山町であります。高校生までの通院医療費の助成です。

財源の見通しが立たないので、来年度以降に検討ということですね。それで、基山町子ども生活実態調査、これを行いましたけれども、これを受けて打ち出しました基山っ子未来応援のための4つの柱というのがございます。それを見ますと、平成31年度以降、拡大について検討するということを書いてあります。

そうしますと、ちょっと確認ですが、今年度は検討したということでございでしょうか。町長どうですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まだ基山町でやれていない幾つかのものをいつもテーブルにのせて、その中でどれをやるべきかという話は常日ごろ議論をしております。その中で、何度も繰り返しますが、給食費が一番私的には優先順位が低いと思っておりますので、それ以外のものの中から今検討しておりますので、早ければ来年の当初予算に計上できるものがあるかもしれませんし、今回の無償化の動きが10月からどの程度落ちつくとか、どのくらいの金額を町のほうで負担しなきゃいけないかなども読みながら、来年度の当初予算にもし提案できない場合は、それ以降、検討していく——順次検討していくというのを町として今考えなきゃいけないということを、私というよりも、町全体で、執行部全体で、いろいろな課のいろいろなものを一つの同じ舞台に乗っけて議論をしているわけでございますので、そういう意味では順次、どういう流れになっていくかというのはこれからでございますが、そこら辺は御安心いただければというふうに思います。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

重要な検討課題という認識はお持ちで、早ければというか、来年度中にぜひ実施願いたいと思います。

財源についてであります。

さきの議会の私の一般質問への答弁の中で、通院費の助成には約500万円必要との見解をされております。私の調査では、県内では、今までも何回も繰り返してきたんでございますけれども、多久市、嬉野市、神崎市、みやき町、上峰町、大町町、太良町が通院まで実施をされているところであります。また、厚労省がことし8月に発表いたしました2018年度調査によりますと、全国で高校卒業まで通院も入院も助成している自治体、これは全国で3割の市区町村まで広がっているというふうに報道をされているところでございます。

次に、子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。

先ほど優先順位が低いと言われました給食費の無償化についてでございます。

答弁では、教育長の答弁ですが、給食費は材料代であり、考えておりませんということです。

そこで、本当に私は改めて見解をお聞きしたいと思います。まず1つは、憲法第26条では「義務教育は、これを無償とする。」と定めています。また、学校給食法では学校給食は教育の一環とされておりますが、改めて見解をお聞きします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

憲法第26条のお話が出ましたが、これは教員になるときに憲法第26条は勉強しましたが、憲法第26条の言っている教育の無償化というのは、授業の対価としての授業料は徴収しないということで、ほかに係る経費についてはその限りではないということをはっきり出ておりますので、それも踏まえてそういうことをおっしゃっていると、御存じの上でおっしゃっていると思いますが、給食費の無償化については、他の自治体では実施しているところがありますが、3食のうちの1食を学校で食べるという、この重みがすごく重いと考えられているところもあるかと思いますが、いや、自分の子どもに係ることについては家庭でやっていき

たいというところも実際おられるわけですね。ただ、そのことについての経費は自分で持つ。これは家庭から取るのは食材費だけですね。実際には光熱水費も徴収していいというふうになっているんですが、光熱水費を徴収している自治体はないと思いますけど、そういうことで、ただ、このことについては、未来永劫ではなくて、申しましたように検討していくということで御理解をしていただけたらと思います。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

教育長の答弁であります。本当に憲法、それから、学校給食法に基づいた施策の実行と。確かに今の時点、全国的に全部やられているということにはなっておりません。しかし、この立場に立つことが私は必要だというふうに考えているところでございます。

それで、これも何回も文科省の調査で出すわけですけれども、これは2016年の調査でありますけれども、義務教育に係るさまざまな費用の中で給食費が最も重い負担になっています。今無償になっているのは、教科書と——もう一つ何かい。済みません。ですが、給食費が一番重い負担というふうな結果が出ています。

そこで、お聞きをいたしますが、基山町はこの給食費、年間幾らでしょうか。小学校、中学校についてお答えをお願いします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

小学校については、年間で1人当たり4万9,500円です。中学校については、年間で5万8,300円ということになっております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今、答弁にあったように、小学校では5万円足らず、中学校でも6万円足らずということでありまして。本当に重い負担だなというふうに思います。

御存じだと思うんですが、報道によりますと、神崎市は今年度から補助を始めました。卒業や入学で費用がかかるといたしまして、小学校6年生と中学校3年生の給食費を無

償化したと。これで県内では何らかの補助をしているのは、私の調査では13市町が実施をしています。未実施が7市町となっております。先ほども言われましたとおり、教育長は今後の教育課題の一つとして検討していきたいというようなことでございます。

町長、この給食費問題は首長選挙の公約になる例も少なくありません。ですから、一つとするのではなくて、私は優先順位を上げて検討されるように求めたいと思っております。答弁は先ほどの優先順位は低いというふうな答弁でしょうが、再度お願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

反問権が許されているみたいなので、松石信男議員は逆に、先ほどの医療費の高校生の通院費用と給食費を、両方といえば楽ですけど、どっちかと言われたら、どっちというふうに思われますでしょうか。私はどっちかといえば、それは高校生の通院医療費をやるべきじゃないかなというふうな意味合いで先ほどお答えしたつもりでございますけれども、それについて、いや、違う、高校生の通院費じゃなくて給食費のほうを先にやりなさいというふうな御意見なんですか。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

どうもその反問権については承諾しかねます。ですが、私はどっちを先にやれとか、どっちが後でいいとかという課題ではないというふうに思っているところでございます。

次に、重度身心障がい児の医療費についてでございます。

町長は高齢者、障がい者支援などに取り組んでいるが、今後ともその充実、きめ細やかな対応に努めていかなければいけませんということで答弁されております。

それで、町民の方から声をお聞きいたしました。幾つか寄せられておりますが、以前に比べると活動的に感じますが、損得勘定というか、障がい者、高齢者には無関心だと思いますと。基山町のPRなど、華やかに目立つことに重点を置いているように思いますという声も出されているところであります。

先ほど町長は県の制度なので、現物給付方式への見直しを要請していますと答弁されました。既に全国で30都道府県が現物給付を実施しております。ぜひ実現に頑張ってください

いと思っております。町内の障がい者手帳1級の方に医療費のことでお聞きをいたしました。その人によれば、透析で週3回病院に行っていると。医療費は1万円と。医療費を窓口で支払い、その後、役場に申請して、一、二カ月後に銀行振り込みで9,500円返ってくるが、これでは役場の人件費もかかるし、役場の申請など二重手間ではないのかと。福岡県は窓口無料で500円で済むと。福岡県の人から佐賀県はややこしいねと言われると。それで、私は佐賀県は田舎者ですからというふうに答えていると言われておりました。率直な感想ですからですね。

そこで、1つだけお聞きをいたします。

基山町が作成いたしました障がい福祉ハンドブックについてでございます。字が小さくて大変読みづらいと。子育てガイドブックに比べますと特に貧弱に見えます。読みやすいように検討を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

基山町障がい福祉ハンドブックにつきましては、現在、課名の見直しや制度の見直しがあったものがございますので、改訂の準備を行っているところでございます。そのときに他の市町のものも参考にしながら、字が小さく見づらいという面もございますので、わかりやすいようなものとなるように見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

障がい者、高齢者問題、非常に大事な問題でございます。さらに力を入れて取り組んでいただくよう求めるところでございます。

次に、2番目の基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございます。

私は1回目の質問の中で、総合戦略の総括として、出生率の向上と移住・定住の増加で基山町の人口減少と地域経済の縮小の克服に向けてどれだけ前進しているかとの視点が大事ではないかと述べました。この視点は、もちろん私だけの独自のものではありません。町長もそのとおりだというふうに思われますが、基山町人口ビジョンがございます。その中に、人口の将来展望とか基山町の人口推計というのがあるわけですが、この17ページなんですけど、

「めざすべき将来の方向性」ということで、「基山町がこれから人口問題に対応していくためには、出生率の向上による自然動態の改善と、移住・定住人口の増加による社会動態の改善により人口減少に歯止めをかけることが必要であります」と。ですから、それに基づいて、以下、基本目標として6つの柱を定めますというふうな書き方がされているわけですね。

だから、確かに自然増の問題、出生率の問題、大変難しく、全国的な課題でもあるということですが、基山町にとってもそういう視点から総括するという点は私は非常に大事だというふうに考えているところでございます。

それで、町長が総合戦略を説明された平成28年度の町長懇談会の中では町民の方から、ここに分厚い資料を全部読ませていただきましたけれども、大体町民の方の思いは一緒だと思いますが、町民の方から、基山町はいいところだと思うと。農業なのか産業なのか、博多や久留米までのアクセスのよさ、高速道路もあり、3号線も走っていると。地の利もよいと。魅力がたくさんある。それなのに人口は減っており、寂しくなる。これは平成28年度の町長の説明会、懇談会の中で出されています。

先ほどの答弁では、長年続いた人口減少に歯どめがかかったというのは評価がされました。そういう意味では私も理解はできます。しかし、この人口減少傾向、これは全国的にもそうなんですが、基山町にとっても避けられないのではないかというふうに思っております。その辺、いや、何とかありますよというふうな答弁をお願いしたいわけですが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

端的に言うと、基山町の場合は10年間で15%の住居をふやし続ければ、40年間は人口は減らないと思っています。10年間で15%の住宅増を続ければですね。ただし、40年超えたらわかりません。これは減っていく可能性のほうが大きいというふうに思っております。ただ、10年間で15%の住宅をふやすことも非常に難しいですね。今、15%ふえていませんのでね。今、足元で恐らく10%から10%ちょっとぐらいのペースだと思いますけど、それをずっとふやし続けていかなきゃいけない。そのためには、何回もいろいろ出ている線引きの話であったり、それから、仕事の話であったり、子育て環境の話であったり、そういったものを総合的にやっていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

だから、繰り返しになりますが、でも、そんなにぼんとふえるわけじゃないですよ。減らないでずっとやっていくのは、努力すれば三、四十年ぐらいいは大丈夫ですけど、その後は必ず減ってくるのではないかというのが私が今思っている見通しというか、予測でございます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

基山町は努力すれば減らないということです。（「三、四十年はです」と呼ぶ者あり）三、四十年は減らないと。これ以上というか、今、底を打っていると、歯どめがかかっているという状況が続くと。（「15%……」と呼ぶ者あり）いやいや、その前提がありますけどですね。それはわかります。そういうふうな答弁で、ぜひそういう方向にしていきたいと、されたいというふうなふうに思っております。

そこで、総合戦略の中間的な総括をいただきました。議員全部に配付されました資料ですね、総合戦略の取り組みの効果と評価一覧表というのがございます。それを見ますと、平成30年度までの44事業のうち、非常に効果があったのが14事業と。先ほど15事業と町長は言われましたけど。それから、相当程度効果があったのが17事業、効果があったのが13事業となっております。全部で44事業になるわけですが。

事業そのものは確かにどれも必要だというふうに思っております。ただ、人口増という視点から見ますと、どのような施策が効果が大きかったというふうに見られているのでございますか。これは町長がいいですか、担当課長がいいですか、お答えください。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

定住人口がふえたというところに視点を置いたとすれば、2つ見方があるのではないかと。1つは、やはりハード的な部分ですね。そういった民間の開発を促進したというところの考え方が1つ。それから、そういった新築をされたり移住をされた方に対しての今度はソフト的な部分として、補助金を出したりしたと。同じようなソフト面でいくと、これは町内の方にもかかわることでございますけれども、いろいろな意味での子育ての支援策を強化していったと、そういうことではないかというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

わかりました。そのような施策の効果が大きかったというふうな答弁でございます。

そこで、先ほど町長は基山町の人口はこのまま頑張れば、何とか30年、40年は減らないというふうな見方だったというふうに思います。この人口ビジョンによりますと、基山町の人口推計では、合計特殊出生率、2020年、来年です。1.38というふうに推計をされております。現在、1.34ですね。これは達成は可能と見ておられますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、町内で見るときには標本数が非常に少ないということで、合計特殊出生率を出しますと年度によってかなりぶれが出てくると。そういったときに、まだ平成30年度分がもうしばらくしないとこちらのほうにデータとして届きませんので、何とも言えないところですけども、1.38に届くかどうかというのは非常に微妙なところではないかというふうに考えています。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

大変なことだろうというふうには思いますが、ぜひそれに向けてさまざまな施策を打つ必要があると思っています。

それと、最終的な、今まだ中間的ですが、いわゆる先ほど言われましたK P Iですね、重要業績評価指標、この達成について、44事業あるわけですが、これについては今年度は相当力を入れられていると思いますが、達成は可能かどうか、その辺はどうですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この分につきましても、先ほど町長が少し述べられた部分がございますけれども、やはり今のところK P Iの指標からいくと非常に厳しい部分もあるとは思っています。現状としても全てが達成できるというふうには正直なところ思っておりません。あくまでも、まだ残り

半年ございますので、そのK P Iに向けて努力をしていく。それと、今後また第2期を策定してまいりますので、その部分への今期の総括も踏まえて、そういったところについては今後とも努力をしていくということで考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

最後の質問でございます。来年度から始まります第2期総合戦略の基本的な方向性についてでございます。

第2期総合戦略の策定には、関係人口という新たなキーワードが示されました。そして、令和7年度ですね、1万8,000人、これは総合計画でも1万8,000人になっておるわけですが、それを達成するという目標も立てられると答弁いただきました。この戦略の策定に当たりまして、そういう目標、さまざまな方向の達成のためには本当に町民の英知を結集する必要があると。町長懇談会の資料を読みますと、本当に基山町のことを真剣に考える町民の方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々のアイデアと力の結集が私は必要だと思っています。

当然、ワークショップの開催などをされると思いますが、計画策定の日程とか、どういう予定なのか、これを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先月になりますけれども、庁舎内の職員によるワーキングチームは編成をさせていただいたところでございます。10月に入りまして、まち・ひと・しごと創生推進会議のほうで方向性なりについては少し議論をいただくというふうに考えています。その後、今、議員申されたような——どういった手法で住民の方の意見、それから、議会の方の意見をいただくかというのは今後検討したいと思っておりますけれども、いろいろな方の御意見も伺いながら策定を進めていって、当然、今年度で第1期が切れますので、今年度中の3月末までには第2期のほうは策定を終了させたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

基山町は協働のまちづくりというのをまちづくりの基本に掲げておりますけれども、私は町民の方との協働で本当に希望の持てる基山町にするために、そういう計画となるようなことを望みまして、質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時39分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんおはようございます。10番議員の鳥飼勝美でございます。傍聴の皆様方には大変お忙しい中、傍聴いただきまして本当にありがとうございます。

それでは、早速一般質問に移りますが、私の今回の一般質問は、ちょうど議員になしてもらって12年終わり、50回目の記念の一般質問となります。どうか最後まで緊張感を持って質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、1番目、松田町長の次期町長選への出馬について、2、亀の甲ため池の復旧工事について、3、基山町健康増進計画について質問いたします。

まず、第1項目めの松田町長の次期町長選への出馬について質問いたします。

松田町長は、平成26年4月から平成27年12月まで、基山町副町長として、また、平成28年2月の町長選挙におきましては、無投票当選され、基山町長に現在就任されておるところでございます。

町長は、これまで子育て支援、人口増対策、中心市街地活性化対策や長年の懸案でありました旧役場庁舎跡地への定住促進住宅の建設など、多くの政策課題に積極的に取り組まれておるところでございます。

この間、基山町の人口減少に一定の歯どめがかかっており、多くの町民に理解され、評価されていると私は考えておるところでございます。

そこで、松田町長のこれまでの4年間の町政運営についての思いとともに、来年2月の次期町長選挙への出馬についての決意を質問します。

(1) 4年間の町政運営に対するの思いは。

(2) 次期町長選についての決意についてお伺いします。

次に、亀の甲ため池の復旧工事について質問いたします。

昨年7月6日に集中豪雨に見舞われました基山町では、総雨量が延べ458ミリという記録に達する大雨で、基山町全域に警戒最高レベルの特別警戒が発令され、その要因といたしますか、午後6時10分ごろだと思えます、亀の甲ため池ののり面の一部が崩壊したため、ため池が決壊のおそれがあるとして、基山町より避難指示が発令され、多くの下流住民が避難するという前代未聞の経験をした集中豪雨でございました。

この亀の甲ため池は皆さん御存じのとおり、今から66年前、昭和28年の大水害で決壊し、今の弥生が丘から鳥栖の田代駅、永吉まで下流が泥沼化した経験で、そのとき、私、小学校1年生で、もうここでは恐らく見た方はいらっしゃいませんけれども、この恐怖心は今でも忘れないところでございます。そういう亀の甲でございます。

しかしながら、災害発生から1年以上経過した現在でも、亀の甲ため池の法面には、ブルーシートが張られたままで、町民の皆様の不安は募っているという状況ではないでしょうか。この一向に進まない復旧工事の現状について質問します。

(1) 昨年8月に町長は、復旧・復興工事は、ため池の安全性のため、ため池の堤防を現在より3分の1程度低くして埋め立てると明言されました。現在もその考えは変わらないですか。

(2) 今後の復旧・復興工事の具体策は何か。

(3) ため池の余水吐きの改良、底栓操作バルブ等の設置は考えているのか。

(4) 基山町へのため池の所有権の無償譲渡は進んでいるのか、水利権者との交渉は進んでいるのか。

次に3番目です。基山町の健康増進計画について質問します。

基山町健康増進計画とは、基山町の住民の健康の増進の推進に関する施策について、健康増進法第8条第2項の規定により策定されたものです。この計画は、国の基本方針等、佐賀県健康増進計画を勘案して定めると書かれております。この基山町健康増進計画について、

(1) 基山町の健康増進計画は、国の基本方針と佐賀県の健康増進計画との整合性は図られ

ているのか。

(2) 基山町の健康増進計画は、なぜ3つの疾病（糖尿病、腎臓疾患、認知症）のみの計画しか策定されていないのか。

(3) 基山町民の健康の増進や健康に関する総合的な推進に関する健康増進計画は、なぜ策定されないのか。

以上、第1回目の質問といたします。よろしく御答弁お願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

鳥飼勝美議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1ということで、私の次期町長選への出馬についてということで、(1)が4年間の町政運営に対しての思いはということでございます。

4年間といいますか、3年半なんですけれども、3年半について振り返ってみますと、本当に長くもあつたなあという気持ちと、すごく短くて、あつという間だったなあという気持ちが入りまじっているというのが正直なところでございます。

ただ、その間、基山の町民の皆さんはもちろんのこと、役場の職員の方、もちろん議会関係者の皆さんなどの多くの方々の御支援、そして御協力、そしてまさに協働のまちづくりにより、自分自身がある程度こういうことがやれないかとか、やりたいなと思っていたことの多くは、それなりに達成できたんじゃないかという気持ちはございます。

ただ、まだ残されている課題というのは非常に多いし、これからさらに膨らんでいく課題というのが実は基山町には山積しているという気持ち、残っているという気持ちも強く持っているところでございます。

町政運営に関しての感想としては以上でございます。

次、(2)次期町長選への考えはということなんですけれども、正直、5カ月先の話なので、これから真剣に考えさせていただくというふうに考えているところでございます。

先ほど回答したとおり、まだまだ残された課題、それから、今後、膨らんでいくと考えられる、想定される課題などが山積しているというふうに思っております。

どういう課題があるかという、もしくは膨らんでいくかといいますと、具体的には、人口減少のはじめはかかったかもしれませんが、これから着実な増加の道筋を立てなければい

けないのではないかとこのように思っています。そのためには、線引きの見直しであったり、地区計画の推進、そして、新たな産業団地の整備などの立地適正化的な、ダイナミックな政策に加えて、これから基山町で特に重要になると考えておりますひとり暮らしの高齢者世帯への対応や、若者の町外転出の抑制。

そして、あと2つあるんですけど、これがやっぱり結構大事だというふうに思っているんですけども、1つが、今ちょっと失われつつあるかなというふうに思う地域コミュニティの再生、そして行政と住民の間の役割分担の整理、これも非常に不明確になってきていると思いますので、こういったきめ細やかな行政対応と対策が必要になってくるというふうに思っております。ダイナミックな政策ときめ細かな対応、対策というのが両方必要になってくるというふうに思っておりますので、これらのことに取り組んでいく、チャレンジしていくためには、今少し町長を続けさせていただきたいというのは、正直な気持ちとしてございます。

ただ、もう選挙のことは議員の皆さんのほうがはるかに詳しいと思いますけれども、町長選挙に再出馬するということになると、私個人の決意はもちろんなんですが、後援者の方々を初めといたしました町民の皆様方がどう思っているか、御支援いただけるかどうか。そして、家族の理解があるのかどうか、そういうのを見定めることが不可欠になってくるというふうに思っておりますので、今後そのあたりにつきまして、じっくりと見定めさせていただいて、また調整すべきことがあれば、調整をさせていただくことが必要だというふうに考えているところでございます。

以上が正直な気持ちでございます。

気分を少し変えまして、2つ目の質問に行きたいというふうに思います。

2つ目が、亀の甲ため池の復旧工事について。

(1)昨年8月に町長は復旧・復興工事は、ため池の安全性のため、ため池の堤防を現在より3分の1低くして埋め立てるというふうに明言されていましたが、現在もその考えは変わらないのかという御質問でございますが、3分の2を埋め立てて3分の1にするという話は明言していたんですけども、高さの明言までは、私自身はしたつもりはなかったんですけど、その辺も含めましてお答えさせていただきますと、当初、亀の甲ため池について、町がため池を引き取って、3分の2を埋め立てて、ため池じゃなくて、調整池みたいな形にして管理をするみたいな話をしておりました。これはなぜそういう話をしていたかという、一

義的な国、県との話し合いの中で言うと、そういう埋め立てについても補助対象になるという話が第一報としてあったからでございます。

ところが、その後、国や県とちゃんと話していきますと、これが補助対象にならないということがわかりました。慌てて私も直接霞が関、担当課長にも会ってきたり、九州農政局にも足を直接運んだりしたんですが、やっぱり対象にならないということがわかりました。どうか対象にしてもらうお願いもしたんですが、それがならなかったということでございます。

加えて、事業費の見積もりをとりますと、約6億円ぐらいかかるというふうな話でございましたので、補助金がたくさんもらえる想定の場合には、うちの負担は少なくて済むと思っていたんですが、全部うちが6億円出すということになると、やっぱり当初の計画の町単独で実施するというのは厳しくなると、そういうことを考えたところでございます。

そのため、まず災害復旧、特にブルーシートがかぶさっているのが一番、正直私自身も寂しく思いますので、来年の水稻の時期まで、2月までの間にまずあのブルーシートを外した応急工事、災害復旧工事をまずは行って、その後、余水吐き、洪水吐き、行政的には洪水吐きという言葉を使っておりますけれども、いわゆる余水吐きをされる話と底樋、底栓を取り外しやすくなる方法を、両方今検討しているんですが、今の段階では、洪水吐きを低くすることができれば、底樋を調整する話とほぼ同じ効果もあるというふうに考えておりますので、今は洪水吐きの改良を、まずは来年2月までに災害復旧の暫定の工事をやった後に、その後、設計をして洪水吐きを下げると、そういう改良を二、三年の間にやっていきたいと。

その間は、きちっとした安全対策を水利組合とも調整していきながら、町民の方に不安がないような、そういう形の体制をとっていききたいなというふうに思っているところでございます。

さらに、その次の問い(2)で、今後の復旧・復興工事の具体策はというのと、(3)ため池の余水吐きの改良、そして底栓操作バルブ等の設置はされるのかということでございますが、これにつきましても、今、もう(1)の回答の中で大分コメントさせていただきましたので、(2)と(3)で、あわせて回答させていただきたいと思いますが、今後、ため池の安全対策としては、まずは緊急の復旧工事、非常時の復旧工事でブルーシートを2月までに外せるような工事をやった後、その後、洪水吐きの高さを下げると、そういうものをため池の安全対策として考えているところでございます。

底樋については、洪水吐きを下げることによって水位調整が可能であるというふうに思っていますので、両方やらなくてもいいのかなというのが今の方々でございます。

繰り返しになりますが、洪水吐きを下げ、実際二、三年かかりますので、それまでの間は水利組合の皆さんと町のほうでため池のコントロールをきっちりして、去年みたいなことがないように安全対策を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

(4) 基山町へのため池の所有権無償譲渡は進んでいるのか、というふうなことなんですけれども、最初の(1)のお答えをしたとおり、そもそもため池を埋めて、もう小さくして調整池みたいな形にするので、農業用ため池ではないという位置づけにすることを前提に、町のほうで引き受けるということを当初考えておりました。と申しますのは、水利権者がお持ちのため池はたくさん町内にはございますので、同じように全部町で管理するというふうな願いが出た場合には、それはなかなかうんと言える話ではないからでございます。

そうしていたところ、今回、ため池の形状は変わらない。実際は変わらないことに、埋めないで変わりません。さらに、かつ今後とも引き続き農業用水としてかなりの量を御使用されるというのが水利組合の方々と話し合いの中で出てまいりましたので、町への所有権をいただくというのは他のため池との整合性の問題ですね、先ほど申しましたけれども、ここを引き受ければ全部も引き受けなきゃいけないということになりますので、それは現段階では、今はちょっと難しくなっているというところでございます。

ただ、これはあくまでも、将来を見越して考えておりますので、将来的には現段階では、移管は一旦保留いたしますが、今後農業の動向にもよりますが、農業用水として全く使用されなくなった場合はもちろんでございますし、大幅に農業用水としての使用が減少した段階で、移管の協議というのはいつでも再開させていただき準備はしておりますし、その話は水利組合の皆さんにも代表者の皆さんにはお話をしているところでございますので、今後とも水利組合の方々と緊密な連絡をしていきながら、そして、町民皆さんが不安にならないような対策を練っていく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

3番目の質問が基山町健康増進計画についてで、(1)で基山町の健康増進計画は、国の基本方針と佐賀県の健康増進計画との整合性はとれているのかということでございますが、国の「健康日本21」では、国民の健康の総合的な推進を図るための基本的な方針が示されているところでございます。その基本方針と、それから佐賀県の健康増進計画との整合をきちっと図っていきながら、かつ本町の特性を勘案して、今回基山町健康増進計画を策定したとこ

ろでございます。

(2)で基山町の健康増進計画は、なぜ3疾患、糖尿病、腎臓疾患、そして認知症のみの計画なのかというふうなことでございますが、これはきのうの大山議員の御質問に対しての応えと似てまいるんですけれども、町の国民健康保険医療費の疾患割合は、腎臓疾患による人工透析が1番ということに基山町の場合なっています。それから、糖尿病が2位というふうになっております。両疾患とも生活習慣に起因することが多くて、これは町がやっています保健指導、そして生活指導により効果的に予防できる疾患だというふうに考えております。改善を図っていけるんじゃないかと思えます。

そういうことで、昨年度より久留米大学と連携して、この3つの分野に絞って、データの詳細分析を今行っているところでございます。そして地域の特性を知りながら実施することで、なお一層の医療費の適正化等にもつながっていくのではないかとこのように考えているところでございます。また、国のほうも人工透析及び糖尿病、この2つの疾患に対する対策を大きい声で提唱されているところでございまして、保険者努力支援制度によるインセンティブ交付金の高評価項目ともなっているところでございます。そういう意味でこの2つをまずはノミネートしたんですけれども。

そして、この2つと、（「早く、時間がない」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

そして、今後15年間で高齢者世帯、特にひとり暮らしの高齢者が増加することを予測され、健康寿命を延ばすために必要な生活機能の低下防止をするため、認知症に対する取り組みも重要だと考えております。この認知症は、まさに生活習慣病との相関が高いというふうになっておりますので、そういう意味で3本目の柱として認知症を上げております。

最後の(3)でございますが、基山町民の健康増進や健康に関する総合的な推進に関する健康増進計画は、なぜ策定しないのかということでございますが、まずは喫緊の課題でございますが、まず基山町にとって一番大事な糖尿病、腎臓疾患、そして認知症・フレイルの予防に向けた基山町の健康増進計画の目的を達成するため、実践的な取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

この3つの疾患の予防のために実践的な取り組みというのは、まさに他の高血圧、それから、脂質異常症、そして、がんなどの生活習慣病の予防にも十分な効果がありますので、まずこの3つからきちっとした対策を立てていくことが重要だと考えているところでございます。

以上をもちまして1度目の答弁を終了させていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

御丁寧なる御答弁ありがとうございました。ちょっと時間がとられ過ぎておりますけれども、ちょっと進めます。

まず、ただいま来年の町長選への出馬について、前向きな決意表明をいただきまして本当にありがとうございました。今後、大いに期待いたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次、亀の甲ため池の問題です。

この問題について、ちょっとこの問題がどうにかなったとすれば、死ぬにも死なれないような状況におりまして、町長はそんなにこの問題、深刻に考えていらっしやらないというのが、非常に私は肌身に感じているんですね。

というのはなぜか——昨年はもう緊急で安全・安心のために一日でも早く埋めて、安全・安心を講じると、これが私、松田町長の町民へのメッセージだと議会でも言われているんですね。それを、補助金が出ないから方向転換して何もしません。今までと同じようですよ、今そういうふうに答弁されましたね。1年もしないのに、あの危険、はっきり言って水利組合の、今二十何軒、ほとんど兼業農家、後もいらっしやらない、こういう苦しい水利組合の現状を認めつつ、それじゃ基山町がかわってやってやりましょう。基山町民の安全・安心のためにやりましょうと。町長はこの議場で大見えを切られたんですよ。それを1年もしないうちに、いや、何もしません、補助金がないから何もしません、そういうことで町民の安全・安心を守る町長として責任が果たせるんですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、何もしないとは言っておりませんので、議事録の確認していただければと思ひますが、洪水吐きを下げることがやります。それは今、既に国に対しても補助金の対象になるように働きかけを農水本省、それから、九州農政局、そして県にも今やっているところでございますので、洪水吐きを下げること、安全性は100%とは言いませんが、かなりの部分、

担保できるというふうに思っておりますので、そこは町全体の財政の状況を考えるということも私の役割だと思っておりますので、まずは何もしていないということではございません。それについて今、本当に関係箇所との調整に努めているところでございますので、そこはまずは御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ちょっと私の発言、また、今からも言うかもわかりませんが、よろしく願います。

ということで、町長は余水吐きを下げたら、オーバーフローするのが——私もそう思います。今でも高過ぎると。しかし、そういう話は、今、町長が言われたような話は、これはまだ所有権なり水利権というのは水利組合が持っているんですよね。基山町としては、安全対策上、町民を守る立場で接触されて、いろんな方策をされておりますけれども、そういうのは水利組合との事前協議、これは大事なことと思いますよね。それは事前協議とか、そういうのはされてあって、了解をされて、こういう町長の先ほどの方針になったんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

水利組合との協議ですけれども、協議については、随時必要に応じてさせていただいております。こちらの今回の方針についても、皆さん総会という中では話しておりませんが、代表者の方には町長と一緒に席を設けてもらいまして、そこで方針については説明をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私も同じ地区に住んでいますけれども、水利組合の組合員じゃないですけれども、役員の方から相談とか、そういうことでありますけれども、今、課長が言われた発言と、水利組合の皆さんから聞かれた、私が聞いた話とは全然違いますけど。

ということは、1つ例を挙げましょうか。ことしの7月12日に基山町から水利組合へ、亀

の甲ため池の所有権を令和2年4月1日に基山町に移管する協定書案というのが水利組合に提示されているんですよね。それで担当課長なり水利組合の役員がその内容の協定書案について協議されているんですよね。それに何回かされてあるんですよ、水利組合と、課長御存じだと思います。

それから、1カ月後のことしの8月22日に、突然、移管に関する協定書案が破棄されて、改めてため池の安全管理に関する覚書ということで亀の甲を移管する協定書案を協議して1カ月もしないうちに所有権は移管しません。あと、管理にする覚書に変更になっているんですよ。担当課長、その経緯を一番詳しいと思いますけどね。

それで、水利組合の皆さん方としては、私たちはもう管理できないから一日も早く町にお願いしますと、悲壮な考えで基山町にお願いしますとされているんですよ。それを、いや、しません。それは水利組合、あなたたちの責任ですから、あなたたちがやりなさいと、そういうふうな協定書案の変更になっていますが、これは町長の指示ですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、私が直接お会いしたのは3回でございます。その3回の中で、今言われた協定書案を水利組合の方と話したことはございません。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

今後のため池につきまして、覚書をつくりましょうということでお話をさせていただきまして、その中で何もない中では話が進まないでしょうということで、じゃどうしましょうかというところで、そのたたき台、これは中身はどんどん変わってきますよということでつくらせていただきまして、そこは変わっていきますよというお話で、前提で出させていただいていますので、それがこういった発言で、もし鳥飼議員がおっしゃっているのであれば、私のほうとしては、組合のほうに抗議をさせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今何て言ったですか、抗議。（「はい」と呼ぶ者あり）何で抗議ばせんばいかんですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

たたき台ということで、これはこれから話し合いを進めていきたいと思いますということになっていますので、それがこちらのほうの方針だということを出しているわけではないということでお話をさせてもらっています。それが町長の意見ということではありませんと。それをもとにまた町長、組合と話し合いを進めていきたいと思いますということを出させていただいている案でございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

しかし、その中に所有権は基山町には——基山町が所有権を移管しますという協定書案の、水利組合と町で協議していたのを一方的に、いや、町は受けません。水利組合が責任持って管理しましたよという覚書の案を課長が水利組合に渡しているんじゃないですか。それは町長が知らないと言われた。しかし、課長は独断でそういう大事なことを町長の意向も聞かなくて、独断で水利組合にそういう覚書を出すんですか、それだけの権限があるんですか、課長は。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

そういったことでたたき台ということでお話を先日させていただいたところで協議をしております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それはたたき台と言わんでしょ。全然、方向、内容が違うでしょうが。それを課長に余り言ったらいけませんね。水利組合の皆さんも来てあるから、今後十分協議をされておりますけれども、水利組合の人たちから見ると、今まで水利組合、亀の甲ため池を、そういう安全性を水利組合が維持管理するのは大変だから、町民にも災害を及ぼす危険性があるから、

それは町で管理しましょうということで話していたのを7月12日に役場のほうから、そういう方向に基づいて協定書案をしたのを1カ月もたたないうちに、いや、もうそれは町はしませんから水利組合、あなたたちが責任を持って、災害が起こったとき、地震が起こったとき、全部水利組合が責任を持ちなさいと、そういうのをたたき台として示したと課長は言いましたけれども、それは町長は知らない。これは水利組合の人たちとすれば、非常に不安なんですよ、これは。課長たちは一番下にいませんから、私もすぐ下にいますけどね、やっぱり大雨が降ると、非常に下流住民は恐怖心を持っているんですよ。こういう大事な話を、いや、町はもう、それは水利組合に任せとって、おいどんな知らんけん、そのまま今までんとはほごにして、そこでしなさいと。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

はい。

○議長（品川義則君）

松田町長が発言を求められていますけれども。

○10番（鳥飼勝美君）

お願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私は3回やっていますけれども、まず水利組合の方と私自身がそれをもとに直接やったことはないと先ほど言ったわけで、その紙自体の存在を知らないと言ったことは一切ありませんので、まずはそういうふうに話を変えないでくださいね、そこはきちんとしてください。

（「町長がそがん言うたやんね」と呼ぶ者あり）いや、だから、それをもとに水利組合と私が直接お話ししたことはありませんと言っただけです。その紙の存在を知らないと言っただけではない。（発言する者あり）

それからもう一つ、もともとがこれはもうため池じゃなくするということを前提に町で受け入れるという、そういう話を——ももとの前提がそれなんです。ところが、今回、ため池のまんまなんだということに戻ってしまったので、大前提が違うということはぜひ御理

解ください。

○議長（品川義則君）

発言途中ですけれども、少し冷静にお願いしたいと思っております。

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、冷静じゃなくて、非常に今の発言は水利組合の人、私も直接交渉は行っていませんから知りませんよ。水利組合の役員あたりに聞くと、私たちはもう管理をしてくるなら、もう水利権も含めて全部寄附しますという考えもあるんですよ。だから、その辺が町長、今言っていないなり、課長なりがね。

だから、私としては、役場なりと町長3回されたです。その中で水利組合との話し合いがスムーズにっていないと思うんですよ。スムーズにいていけば、ある程度できると思いますよ。そこで、私は一応気になるのは、去年の7月の災害時、大雨のときの担当課長は毛利課長でした。ことしの4月は、寺崎課長ですね。亀の甲ため池の全然担当じゃなかった。

そして、私が聞くとところによると寺崎課長は9月で退職されると。今度10月から誰がなるかよ。1年のうちに3人も課長がかわって、この重要な亀の甲ため池の安全・安心にかわるような重要な担当課長がそんなにころころかわられては、水利組合長も非常に不信感があり、交渉がうまくいかない要因じゃないかと私は思っておりますけれども、町長、その件について何か考え、副町長でもいいですけれども。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

寺崎課長が退職されるようになっておりますが、かわったとってその交渉過程がずさんに交渉されたとか、そういうことはありません。

今の鳥飼議員の質問に答弁しますけれども、私も3回の打ち合わせのうち1回ぐらいは入っていますので、最初は基山町も水利組合が水利権放棄をして基山町に管理をしていただきたいということでしたので、それは水利権放棄をなさるなら、亀の甲ため池は、もう水利権者と所有者は一緒ですので、じゃ、それは基山町が防災上の観点から受け取りましょうということになりました。そういう受け取る過程で水利組合も覚書を結びたいということで、じゃ、その打ち合わせをしましょうということ担当課でして、私もそのうち1回入ったん

です。そのときに水利権放棄はするけど、農業用水としては使用するというふうに言われたんですよ。ですから、それは水利権放棄じゃないわけですよ。（「違う違う」と呼ぶ者あり）いや、そうです。

○議長（品川義則君）

発言途中ですので、もうちょっと……。

○副町長（酒井英良君）

水利権放棄はするけど、農業用水として使うというふうに言われましたので、じゃ、その覚書の中に農業用水として使うという文言を入れさせてくれとか、そういうことがありましたので、農業用水として使うならば、当然水利権がそのままです。そのままでは基山町はいただくことはできませんということで協定の中で、じゃ、お互い防災上は連携していきましょうという協定になっているということでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

副町長が言われたのはよくわかります。私もそういうふう聞いています。しかし、やはり公有水面ですもんね、雨が流れてきているのは。もしため池が塞いだ後、全部なくなったとしても、雨水は流れてきますから、それを農業用水として使うのは何ら問題ないから、そういう意味を含めて、そういう話で今担当課なり、水利組合の関係の中で、そういう話し合いが非常に私ほうまくいっていないと。というのが、1年のうちに3人もトップがかわるといふ面もあるんじゃないかと。やはり責任持ってその辺をしてもらわないと不安になって、今の問題、こっちはこう思っている、こっちはこう思っている。合意ができない。これははずるになるっていきますよ。そういう状態じゃないでしょうかと。

そして、先ほどから言われた水利組合としては、水利権だけ確保したいというけど、今の現状で、もう何名かしかいらっしやらない水利権者としては、そういうことじゃ、もし亀の甲が大雨、地震で決壊したときに、私たちが責任は到底負いません。基山町が全然負いませんから、私たちが全部負わにゃんと、そういうことじゃできませんから、水利権も含めて放棄してもいいですよという考え方も持ってあるんですよ。だから、そういう考えをやはり町と水利組合と、これは話し合いでできることですから、十分話し合い、その話し合いが欠落されているんじゃないかと私は思っております。町長どうですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

はい、ちょっと冷静、深呼吸いたしまして。

まず、そういう話し合いはこれからも（「大事」と呼ぶ者あり）大事だと思いますので、それはやっていきます。

それから、人事に関して言えば、この案件はすごく大事なことなので、節目節目には必ず副町長に出てもらっています。大事な会合には必ず、私が出ない会議でも必ず出てもらっています。そういう意味では、今回寺崎課長が退職されるのは、私も正直想定外ではございますが、だけど、ちゃんと副町長には、その前の課長のときから出してもらっています。毛利課長のところから出してもらっていますので、そういう意味では水利権者の方々も副町長との調整なり連携はずっとやっていただいているはずだと思いますので、そういう意味では、余り人事のことに関しては、私的に言うとは違うんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、繰り返しになりますが、亀の甲ため池の水を農業用水として一切使わないということであれば、それは話は全然違いますので、いかようにもまた話を変えることができます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私も副町長が入っていらっしゃるとは十分知っているんですよ。一生懸命やっていただいて、この前大雨の土砂、国もしていただいて本当にありがたいと思います。

私は一つ、これは人事のことですから、私たち議員がどうのこうの言うことは要りませんが、副町長、町長、副町長が産業振興課長を兼任されたらどうですか。私はこれが一番うまくいくんじゃないかと思っていますけれども、そういう人事のことですから、私が越権行為でこれ以上は言いませんけどね、そういう面でやっぱり統一的な責任者としての担当課長が必要であることによって、水利組合との意思疎通のいろんな考えがスムーズにいくというふうに私は考えております。

それと——ちょっとそれは一応そういうことで今後の、また後で所有権の辺をしますけれ

ども、そういうことでぜひお願いします。それで、恐らく町長、副町長、皆さんも今年のあの水害のことは、もう1年前だから忘れたということはないと思いますけれども、やはり下流の住民の方、町民の人はもう全て、水利組合の方が恐れてあるのは、大雨のときはあれだけでも、地震とかで崩壊したときに、アウトレットなりに水が行ったとき、全部水利組合が、役場は全然責任を負いませんと、私たちにいろんなこんな小さい団体に基山町は責任を押しつけるんですかと、私もそう思っているんですよ。そんならば、基山町は、やっぱり安全・安心というのは、町長の最大の責務と私は思うし、それならば、やはりそういう困った団体、はっきり言って空き家対策でもしかりですよ。空き家対策が危なかったら、これは今、代執行で町が所有者移転してされてあるところもあるんですよ。もし水利組合が寄附行為として亀の甲組合に寄附された場合は、高島団地にあります体験型住宅、そういうことであれば、私は基山町には非常にポテンシャルの高い観光資源であり、定住促進のいろんな使われる——を無償で水利組合は町に移管したいと言っているんですよ。こういう基山町にメリットのあるのを、もっと水利組合の人たちと協議して解決策を図っていただきたいと思いたすけれども、副町長、担当課長として。

○議長（品川義則君）

担当課長ではないですよ。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

先ほども申しましたように、安全上、本当に亀の甲ため池というのは非常に重要な箇所となっておりますので、本当に水利権放棄をして基山町に寄附したいということであれば、基山町も引き受けるということになるかと思いたす。それはもう神の浦ため池も一緒でございます。あれも水利権を放棄して基山町で管理をお願いしたいということで、もう今は埋め立てましたけれども。

ただ、ため池は所有者と管理者とおりますので、これは普通、所有者と管理者が一緒になって管理していくわけですがけれども、そこの所有権放棄をしていただければ、そういうことも可能かというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

寺崎課長、ことしの4月に平成30年度の豪雨など、近年の豪雨等により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生していると。このため農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、ことしの4月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が公布されておりますが、御存じだと思います。いかがですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

議員がおっしゃるやつは農業用ため池の管理及び保全に関する法律のことだと思いますが、それでよろしかったでしょうか。（発言する者あり）はい、存じ上げています。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これはもうこういうふうには老朽ため池、管理者がいないため池、全国に約17万個のため池が、特に四国、中国地方は多いんですけど、全国に17万個のため池、はっきりいって水利組合を持って、亀の甲水利組合のように法人まではいっていないけど、そういうのを持ってやっているところよりも、もう誰が責任かわからないため池が全国に津々浦々17万個のうち相当数があるんです。だから、これじゃできないということで政府が新しい法律をつくったんですよ。どうにも管理者がいない、そういうため池については、積極的に市町村が管理しなさいというのがこの法律の趣旨ですよ。

この趣旨の中に、私、見つけたんですけどね、第3条に防災工事をしたときに、決壊を防止する工事、ため池を廃止する工事、これを防災工事という、だから、そういうため池の廃止をするでも、この新法によって補助の対象に乗せると。これはことしの4月にできているんですよ。だから、もう担当課長知っていると思いますけれども、私ははっきり言って、私も県庁まで行きました。担当課長と会いました。これは市町村にはどういう教育をしよるか。恐らくそれはやっていますと言っていますけどですね。佐賀県でも相当数のため池があって、県も指導しますとあって、この中で特定農業用ため池の指定を受けると、この補助事業が受けられるんですよ。基山町からまだ申請が上がってきておりませんという話だったけど、私はここでため池を廃止する工事が、この法律による補助対象として、はっきり言って決壊するおそれがあるから、もう廃止すると言うならば、普通の国庫補助はそういうこと

はないと思いますけど、廃止するでも、それだけ手厚くして、安全・安心をしなさいという新法と思うんですよ。だから、これについて亀の甲ため池を第7条でいう特定農業ため池に指定をして、町が管理するなり、水利組合が管理するにも、そういうことで防災工事なり、廃止に向けた、一部廃止もはいつていると思いますけれども、それに向けた工事についても国庫補助の適用を受けて安全・安心策の防止を、もう8月いっぱいだから、9月いっぱいだから、もうちょっと言って。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

議員のおっしゃるため池の廃止につきましても、実は水利組合とも協議させていただきまして、町長とも相談をさせていただいたところでございます。

ただ、廃止につきましても、結局、水をためることができないということで、水利組合の本意ではないと。水利組合としては、まだ以前よりは使う量は減るけれども、水利として水を使うことは必要であるということでしたので、その事業は使うことが不可能ということが判明をいたしました。

あと、その特定ため池につきましても、この法律が施行する前に、議員御存じだと思いますが、防災重点ため池ということがございまして、そちらについては基山町全部のため池、7つあるんですけれども、そちらのほうが防災重点ため池になっておりまして、当然、その流れの中で今回の特定農業ため池についても認定をお願いするような形にはなってくると思いますし、それについては、県のほうからまだその届出をするようになっておりますけど、その届け出をしろという指示等来ていませんので、今後そういった登録というか、認定をお願いするような形で基山町の全てのため池はそれに認定していきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

その新法の話は去年から動いていたわけなので、それを頼りに対象になるんじゃないかというのでやったのが最初なんです。それが、いざふたをあてみたら、本省行ってもだめ、九州農政局に行ってもだめ、どうしようもなくなったので今回みたいになったんです。だから、そんな動きを知らなくて行政がやるはずがないので、そこはもうちゃんと勉強してお

りますので、直接農水省のため池の担当課長及び担当補佐と何度もやりとり、今でもやりとりをずっとしているわけですから。（「廃止」と呼ぶ者あり）はい。

廃止も、だって、完全廃止じゃなかったから、3分の2埋めるという話だったからね、まず全部じゃなかったしですね。（「それはだめ」と呼ぶ者あり）はい、もう全然だめです。全く対象になりません。うちもちゃんとやっています。だから、そこは信頼してください。そんな暴投はしていませんので。

以上です。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いや、ちょっと1年のうちに3人も課長さんがかわられるからどうなっているのかと思って心配してですね。それは取り越し苦労で済みませんでした。

そういうことで、きょうも水利組合の役員も来てあるし、聞かれてあると思います。今度、寺崎課長も9月で退職されるというなら、今度は引き継ぎなり、そういう経過なり、町長たちとの会合なり、いろんなやつをやり、私は水利組合の、はっきり言って、その根底に町長はそういったことはないかどうか知りませんが、亀の甲組合は、わがたち水利組合が勝手につくっているんだから基山町は関係ありませんよ、それは水利組合の皆さんの責任ですよと、100年前はそれでよかったかわからんですよ。県道17号線もない、アウトレットもない。山の上にぽつとしたため池。100年前ならそれでもよかった。しかし、現在の状況の変化を考えれば、下には大動脈の17号線が走り、アウトレットがあり、そういうことを考えれば、基山町としては、亀の甲の水利組合としては対応できないから、基山町が安全管理をするから、基山町に寄附願を出してくれんかぐらいまで私は言うべき事項と。それを去年はため池が基山町で管理するけどと言っているのが、ことしは水利組合でしなさいと。完全な後退じゃないですか。やはり基山町が、町長の大事な安全・安心の最高責任者ですよ。総務企画課長は横に振りよったけど、総務企画課長、防災担当課長の見解を伺います。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

防災上の観点からいけば、当然、リスクを軽減していくというのは必要だと思っています。

これまでの議員と町長を含めたところのやりとりをお聞きいただいたと思いますけれども、あくまでもやはり、現状としては、ため池はため池としての機能を残したいというところを考えながら、安全性も担保していくという中では、今回、当面原形復旧の通常の災害復旧で、まずは一義的な安全性を担保すると。その後に地元のほうとも協議をさせていただきながら、安全性を高めるために余水吐きを下げるということをございますので、決して町が放置しているわけではございませんので、そこについては御理解いただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長のお考えと一緒にですから問題ないと思います。

ということで、私が今後皆さんというか、担当課、産業振興課長なり、副町長、町長にお願いするのは、どうも意思の疎通が、私も両方聞きよると、役場のほうは非常に冷たいと。もっと地元のことをわかってほしい。これは住民のエゴと言われればそうかもわかりませんが、やはりそれだけ心配されて、水利組合の皆様の20軒ぐらいいない人が、もしアウトレットが災害になったときは、全部私たちが責任を持たにゃんと。基山町は全然責任の一端もしてくれないと、そういう悲壮な考えがあるんですよ。もっと私は困ってある水利組合の皆さんに、町長として、担当課長として手を差し伸べて、やはりこのため池の安全性、この確保については、最大限の努力をしてくださいというふうに私、そうお願いしかありません。

町長に私が、さっき強いことを何か言ったと思いますけれども、町長の感想をぜひそういうふうにしてお願いしたいと思いますけれども、この亀の甲ため池に関しての今後の感想、また、選択肢が幾つかあるというのも含めて、やはり水利組合との協議をお願いしますし、新しい担当課長がかわるか、副町長がなられるか知りませんが、そういう面も含めて、この事務の継承というか、承継についてはよろしくお願いしたいと思いますし、水利組合の皆さん方は、はっきり言って水も欲しいけど、責任は負いきらんというのが私も聞くと本音のようです。やはりあれだけの大きなため池を、あぎゃんとぼつくってもらわんがよかったと思うばってんと思っている組合員さんもおってあるかもわかりませんがね、だけど、昔として百何十年、これで大事な農業振興策として基山の農業を、米を食べて、それで生活した人たちの大事なため池ですから。

また、今後、あるいは何か開発して亀の甲ため池と一緒にアウトレットの一番下に東洋新

菓の新しい工場が下に、金丸ため池というのがあったんだ、金丸ため池というのが。知ってある方もいらっしゃる。あそこに、あれが亀の甲ため池からサイホンで金丸ため池まで行っていたんですよ。そこが北部丘陵で開発して、あれを地域整備公団に全部売ってしまっただから、私たちとしては、もしあと何年か、町長が在任中でもいいですけども、新しいプランであそこの亀の甲の施設、極端な場合は3分の2ぐらい町でして、公園をつくるなり、オートキャンプ場をつくるなり、いろんな大事なまちづくりのための、大事な私は公園といえますか、そういうスペースとなると思いますので、私もぜひこれを基山町に最後に残された観光のポテンシャルと位置づけとともに、考えてほしいということで、いろいろ亀の甲問題、これからもあると思いますけれども、死ぬにも死に切れないような状況でございますので、よろしく願いしておきます。もう言い忘れはなかったかな。

このため池、私も今から66年ぐらい前、実際の決壊をしたのをこの目で見て、全部アウトレットのほうに流れて、昔は田んぼ、何もなかったからですね。今はこういう新しい——はっきり言って今あれは人災、責任を問われますよね、完全に。担当課長は去年だったですか、亀の甲ため池が決壊して損害を与えた場合は監督責任、賠償責任は誰ですかと私が聞いたときに、はい、それは水利組合ですよと発言された、御存じのとおり。今でもその考えは変わっていないですね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

現状としてお答えするならば、一義的にはそうなると考えています。ただ、昨年の災害発生時からですけども、町のほうとしても、当然決壊をさせるわけにはいきませんので、そういった部分の技術的な支援であったり、応急の工事であったり、そういった部分にはきちんと対応してきたわけでございますので、最終的な責任問題というよりも、やはり町としては、そういった災害が起きたときに、いかに大きな災害にしないように努力をしていくかということではないかと考えています。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は裁判官ではないからわかりませんが、それは第一義的にというのは所有者があると

思いますけど、やはり基山町としても安全・安心の確保のため、努力を町長がしなかったと観点からも、これはこういう災害も昨年度も決壊している。こういう問題について基山町は裁判でどうなるか知りませんが、もし決壊して人災、物損を与えたとき、基山町は私たちは何も知りませんでは絶対逃げられないと思うんですよ。基山町の地方公共団体としての基山町の責任を必ず問われると思いますので、ひとつ皆さんもすぐそれは水利組合のものという考え方もそれはあると思いますけれども、やはり町民の安全・安心を守るのが役場、基山町の責任だという観点から取り組んでいただきたいと思いますので、この項については終わります。よろしくをお願いします。

今後ともひとつ水利組合と——担当課長、よそば見らんで、担当課長、やはり引き継ぎも含めて水利組合と十分話し合っていてほしいと思っておりますが、最後に課長、どうですか。

○議長（品川義則君）

寺崎産業振興課長。

○産業振興課長（寺崎一生君）

今後とも水利組合とは十分な協議を行いながら進めてまいりたいと思いますし、その引き継ぎについても皆様に御迷惑がかからないようにきちっと引き継ぎを行いたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

今後とも、この問題、もう大事な問題ですので、よろしく対応方をお願いします。

次に、基山町の健康増進計画、ちょっと私、今までこういう質問を初めてさせてもらって、よくわからないことであるし、また、特に大山議員から昨日、この計画について一般質問がっております。

健康増進計画、私はすぐ名前から行くんですね。健康増進計画、おお、いい計画ができているなど。基山町の健康全般にわたって推進をこういうふうにする計画だなどと思って、これを見たんですよ。そしたら、糖尿病、腎臓疾患、認知症、3つが基山町健康増進計画概要版と、これは何だと。基山町の健康増進、町民の健康増進を図る計画が3つしか計画に網羅されておらん。これを基山町増進計画に入れるのかなと、全く私、理解に苦しんだんですけども、課長はどうも思わない——私が頭のちょっと、痴呆症になりよるとかもわからんけれども、ちょっとその辺の説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

基山町健康増進計画ですけれども、健康増進計画というのは、国の「健康日本21」というのをもとに全国の県は義務作成ということになっております。その委任努力義務として市町村の健康増進計画をつくるようになってきているところでございます。

それに伴いまして、基山町としましても、国の「健康日本21」（「端的に答えてくれね」と呼ぶ者あり）、「健康日本21」それにのっかって項目を選定しながら、この3疾患、基山町にとっては一番重要な3疾患というところでこの計画を作成したところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、この健康増進法第2章第8条第2項に市町村は基本方針及び都道府県増進計画を勘案して、増進計画を定めなさいと書いてあるのは、全然無視されたわけですね。ほかの市町村のを見ると、いろんな心身症とか、だから、先ほど3項目に書いていますが、基山町のこういう（資料を示す）、これは須恵町の健康増進計画ですけど、この中にはいろんな現在の市や町の計画の策定なり、人口動態から基本理念、いろんなそういう個々の施策まで、目標値まで定めた全般の町民の健康増進を定めてあるけど、基山町は、もうこの3つの糖尿病と腎臓疾患と認知症、この3つだけで、もう基山町の健康増進計画は終わりと、もう何もほかはないということですか。それでいいし、これでやるということですか、課長。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

「健康日本21」の中に、第3というところで、健康増進計画の目標の設定と評価というところがございます。その中で地域資源、その地域の資源、特性、そういうところを勘案しながら、独自にその目標値を設定してよいということになっております。そのところで、私どもとしましては糖尿病以下3疾患、そういうところを重点目標として定めたところがございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それならばタイトルが違うんじゃないですか。基山町健康増進計画概要版じゃなくて、重点3項目、基山町の健康増進計画をつくるための重要な3項目の重点検討事項なり重点戦略事項なり、そういう名前にならにゃおかしかっちゃないですか。基山町健康増進計画の概要版じゃなくて、概要版の中の重点だけしか基山町は計画をつくっていないんでしょう。

私の言い方——それでいい、一緒ですけど、私はそういうふうに思っています。だから、やはりそういうこの網羅したのをつくるのは面倒くさかけ、もうこれは大変じゃから、この3項目でやっとうじゃないと思いますけど、やはり私が基山町の今後の健康増進はどう進めるか。そっちもこれは詳しいでしょうけれども、私が質問しとった、どうです、ちょっとお答えください。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、基山町の健康増進計画は、全体の中でもこの3つに絞ってやりますというのを宣言しているものです。そして、計画というよりも、これからの実践計画が大事なので、ことし以降、この3つに対して積極的に取り組んでいくことをこれからしばらくの間やっていきたいと思っています。

これをやるのが何でいいかという、正直がんとか言われても、数字は出そうと思えば出せますけれども、その予防法とかいうのは、それは町で考えられるようなものではございません。それに対して、この3つについて言えば、町の仕組みをつくって、町の中で実際に具体的に動いていけば、まさに成果が出て、結果が出るような話なので、ぜひこれをやらせていただきたいということで、今回絞り込んでやっておりますので、むしろ、町民の皆さんの中からは、もちろん逆に絞り込まれてわかりやすい、ぜひそれをうちでもやっていきたいみたいな話になっておりますし、この3つをきちっとやれば、それはほかの生活習慣病の予防にもつながっていくと思いますので、ぜひちょっと、まずは温かい目で見ていただいて、きちっと基山の健康を守っていきましょう、一緒に。いかがでしょうか。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私も国民健康保険に入って、ことし最後の人間ドックに行きました。もう来年から後期高齢だから、もう国保では面倒見きらんということで、最後の人間ドックで、私も毎年行っていますけれどもね。そういうことで、本当に国保にはお世話になりましたけれどもですね。

町長、基山町は健康増進計画じゃなくて、その3つの病名の名前のネーミングを入れて、その計画に入れてもらわんと、見たときすぐわかるんですよ。基山町健康増進計画、仰々しくこういう名前でするよりも、町長が言われたような趣旨で取り組む最重点事項とか、そういう名目でチラシをやると、もう見らんと思った——見たほうもわかるんですよ。増進計画で、ぎゃんとは見らんでもよかつばってん、中を見ると大事な、私に全部ひっかかるような問題ですからですね。一応課長、頭の回転も少し切りかえてやっていただきたいと思っております。

そういうことで、最後にいいですかね、これは久留米大学に全部委託しているんですか。全面委託ですか、その辺と基山町の行政と久留米大学との委託との関係についてお伺いします。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

これにつきましては、印刷のほうは当然こちらのほうでやっております。計画につきましては素案的なものをいただきました。その中で町として、内容的なところを確認しまして、うちのほうでつくったというところになります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

特に保健センターを中心に久留米大学と何度もやりとりをしてデータの提供及び向こうからのフィードバック、きちんとした形でやっております。それをやらないと、これから今年度以降が始まりませんのでですね。だから、そういう意味では、きちんとした形でやっていきたいというふうに思っておりますので、御安心いただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

いろいろ質問させていただきました。もう私も大体根が温情でこういうことは余り言いたくないんですけど、やはりこういう亀の甲ため池の問題というのは、非常にそういうせっぱ詰まった問題で、こういう発生ということを皆さんも御存じだと思いますので、今度新しく課長になられる方も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○10番（鳥飼勝美君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、栗野久明議員の一般質問を行います。栗野久明議員。

○6番（栗野久明君）（登壇）

こんにちは。6番議員の栗野久明です。今定例会の一般質問も、私を含め残り2名となりました。先ほどまでの一般質問、非常に傍聴者の方も多く来られて熱気のある一般質問でしたが、きょう私の傍聴に来られた方については、本当に最後まで忙しい中で来庁、まことにありがとうございます。9月は町民の皆様にとっては行事が盛りだくさんで大変気ぜわしい時期でもあり、天候の変わり目から体調を崩すことも多いと考えられます。皆さんどうぞ御自愛くださいますようお願い申し上げます。

では、これより先般提出いたしました通告書に基づき1回目の質問に入ります。

1項目めは、教育行政についてであります。

この質問の要旨は、我が国のさまざまな社会情勢の変化に応じ、教育行政の場にも上意下達の形で国や県などから施策の指示が出されています。我が国で起きたさまざまな事案、事件を検証し、対策を図ることは重要であるかもしれませんが、一方、教育現場では子どもと向き合うことよりも、その対応に追われることがリスクとなることも感じられます。児童から青少年の育成まで生涯学習の基礎を学ぶためにも一貫した教育の場であること、また、基山町独自の特色ある教育行政を目指すことを願ひ、この見解を伺います。

そこで、具体的な以下の点をお伺いします。

(1)教育長として8年間教育行政にかかわり、今思っている心境をお伺いします。

(2)教育長として一貫して目指したものについてお示してください。

(3)教育は、その方針の一貫性や継続性、安定性が需要だろうと思いますが、見解をお示してください。

(4)教育委員会は、地域住民（PTAの意見も含む）の意向をどのように取り上げているのか、お伺いいたします。

(5)若基小学校の学力低下について議論されたことがあります、その後の動向と現状についてお示してください。

(6)町の教育行政で独自性を感じるものがあればお示してください。

(7)小・中学校の規律がよくなった要因は何か、お伺いします。

(8)これからの教育行政に必要なことは何か、見解をお伺いします。

次に、2項目めの税の徴収の取り組みについて質問します。

この質問の要旨は、納税は国民の義務であり、納税者の取り扱いに差があってはならないし、不公平感が生じないよう徴収に取り組む必要があると考えます。

そこで、滞納繰り越しの状況を踏まえ、徴収の取り組みについて質問します。

具体的な以下の点をお伺いします。

(1)ここ数年の徴収率と滞納繰越額の動向をお示してください。

(2)滞納者の分析データ（個人または法人、税の種類など）をお示してください。

(3)税の徴収にかかわる職員は何人か、お示してください。

(4)徴収職員の研修は行っているのか、また、その効果についてお伺いします。

(5)督促から差し押さえの執行までどのくらいの期間を経ているのか、お伺いします。

(6)納税できない旨の連絡や相談などはあるか、お伺いします。

(7)徴収率のアップに向けた取り組みの具体的な例をお示してください。

以上の質問です。よろしくお願ひします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

栞野久明議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、教育行政につきましては、大串教育長から後ほど答弁させていただきます、私のほうから、2、税の徴収の取り組みについて、(1)ここ数年の税の徴収率と滞納繰越額の動向を示せということですが、税全体の徴収率は、平成26年度が95.3%、平成30年度が97.6%であり、2.3%伸びております。

税全体の滞納繰越額は、平成26年度が1億3,257万円、平成30年度が6,753万円であり、6,504万円減少しております。

(2)滞納者の分析データ（個人または法人、税の種類など）を示せということですが、平成30年度決算時における各税の滞納者数及び滞納税額について申し上げます。

まず、個人町民税は、滞納者数が314人で、滞納税額が1,794万円です。法人町民税は、滞納者数が13社、滞納税額が185万円です。固定資産税は、滞納者数が137人、滞納税額が1,411万円です。軽自動車税は、滞納者数が108人、滞納税額が184万円です。国民健康保険税は、滞納者数が221人、滞納税額が3,179万円です。各税を比較いたしますと、滞納者数は個人町民税、滞納税額は国民健康保険税が多い状況です。

(3)税の徴収にかかわる職員は何人かということですが、現在、税の徴収にかかわっている職員数は、これは税務課全員でやっているんですけれども、佐賀県税事務所へ派遣している1人も含めて11人です。その中で、2人が徴収事務を専任で行っているというふうなことになります。

(4)徴収職員の研修はしているのか、また、その効果はということですが、毎年県が実施する研修会に参加し、職員の知識向上に努めております。また、平成27年度、平成29年度は県滞納整理推進機構へ、本年度は佐賀県税事務所へ職員を派遣し、滞納整理事務を行いながら、その技術を習得しているところでございます。平成30年度は県国保連合会の国保税収納対策事業を活用して保険税収納率向上アドバイザーによる個別指導を受け、滞納整理の推進を図ったところでございます。

また、効果といたしましては、平成26年度以降、滞納税額は減少しているところでございます。

(5)督促から差し押さえの執行までどれくらいの期間を経ているのかということですが、個別案件の中身にもよりますが、督促状を発送した日から仮押さえまで最短で12日です。

(6)納税できない旨、連絡や相談などがあるのかということですが、督促状や催

告書等を送付したことにより、電話連絡や税務課窓口での納税相談がございます。

(7) 徴収率のアップに向けた取り組みの具体例を示せということですが、納税の基本は納期限内の納付ですので、税務課前の看板、確定申告会場での掲示物、税務課封筒等で口座振替やコンビニ納付による納付方法の周知を図っているところがございます。

また、滞納となった場合は、文書による催告、電話催告、それから納税相談、臨戸訪問などを行い、自主納付を促しているところがございます。

なお、悪質な滞納者には、預貯金や給与、不動産等の差し押さえ、公売等も行っているところがございます。

1 度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

1 項目めの教育行政についてお答えをしてみたいです。

(1) 教育長として8年間教育行政にかかわり、今思っている心境はということですが、長く感じたときもありましたが、自分としての8年間は非常に早く過ぎ去った感じがしています。前職の学校という教育の実践現場から地教委の責任者として常に責任を持って、学校教育のみならず、文化財などの行政に取り組むことの難しさを感じ続けた8年でもあったと思います。

(2) 番目の教育長として一貫して目指したものについて示せということですが、子どもたちがこれからの変化の激しい社会を生き抜いていくための学力、生活力、他の人と協調できる人間性などの涵養などを学校教育で身につけさせたいと願っていました。

また、文化財に関しては、郷土基山を誇りに思えるような郷土史の教育を児童・生徒のみならず、町民の皆様にも啓発をしてみたいです。

(3) 番目、教育はその方針の一貫性や継続性、安定性が必要と思うが、見解を示せということですが、御指摘のとおりだと思っております。あわせて、公平性や中立性も重要であると考えています。

(4) 教育委員会は、地域住民、PTAの意見も含むということですが、地域住民の意向をどのように取り上げているかということです。

PTAの代表の方との意見交換会や中学校で行われている意見交換会、また、地区別で行

われている地区懇談会などで主な意見を聴取しています。町の主催で開かれている各種の委員会などでも学校に関する意見をいただいている場合もあります。いただいた意見を実行できる場合は早急を実施し、検討を要する場合は時間をかけて協議する場合があります。

(5) 番目、若基小学校の学力低下について議論をされたことはあるが、その後の動向と現状について示せということですが、学校全体を見たとき、著しく低下しているとは思っていません。ただ、学年によって学校の全体のレベルより低下傾向があった学年がありました。学校としては早急はその学年への対応の指導をしまいいりました。その結果、着実に向上の方向に向かっております。昨年12月に実施された県の調査では、4年生、5年生の学力は県内では平均程度でありましたが、ことし4月の全国調査においては、6年生の結果は県の平均を下回りました。

(6) 町の教育行政で独自性を感じるものがあれば示せということです。

郷土史の教育については、小学校の時代から中学校まで一貫して指導をし、教員に対しても基山町に転任してきた年に基肄城の現地を実際に探訪し、学んでもらっています。

(7) 番目、小・中学校の規律がよくなった原因は何かということですが、各学校の校長以下、教員が組織力を持って教育活動を行ってくれているたまものであると思っています。重ねて、現在行っている小中一貫教育で、小中が同じ目標、同じ視線で子どもを教育していく態度を擁しているからだと思っています。

(8) 番目、これからの教育行政に必要なことは何かということですが、学校が一番効率的な教育ができるよう、教育の内容の支援、施設設備の充実、先を見越した人事、学校の課題解決に即した人事配置を行うことだと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

では、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、大串教育長には、今月9月30日をもって連続8年間の任期を終え、退官される旨を伺っております。教員、学校長、教育長と長きにわたり子どもたちの指導、そして、教育行政の場に携わってこられたことに対し、心から感謝申し上げます。

本日は主に教育長に質問したいと考えております。問責の場ではありませんので、思う存

分考えを述べていただき、後進の方々の何かしら道しるべになればと私は考えております。

そこで、(1)で現在の心境は何이었습니다。その中で、行政に取り組むことの難しさを感じ続けた8年だったと答えられています、具体的にはどのようなことがありましたか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

まず、自分の後ろには誰もいないと。自分が判断したことに対しては、最終的に全部自分が責任を持たなきゃいけないということを常に思っていました。かばんの中に日付が入るだけの退職願をいつも置いて、何かあったときはそういう責任をとるんだという気持ちで。それから、休みの日であるとか、夜中もそうですけど、携帯電話に指導主事とか学校の校長の着信があったときは、見ただけでいいことじゃないというのを直感しますので、毎回毎回どきどきしていました。そういう圧迫感というのは行政にいと常に感じておったことは間違いありません。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

私も現場で責任者をやっているときは非常に携帯電話の——携帯電話がなかったですかね。ポケベルとかあんなやつだったんですけど、電話が鳴るのが怖かったですね。よくわかります。

教育長は教育畑の出身者になることが多いと思われまますが、逆に教育畑以外の方がなられた場合はどのような難しい局面が想定されますか。これは答えられる範囲で結構ですので、お考えがありましたらお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やはりいじめを初めとする問題行動があったときに、教育畑を経験した人は恐らく推測で、こういうことがあったら、こういうことがあったんだろうと。あつて、対処の方法にどういう手だてというのがさささつと頭の中に出てくるんですが、そういうのは出てこないかなど。教育の学力の問題にしても、勉強させれば伸びるだろうと、そういう単純なものではないんですね。子どもにやる気を起こさせるための教育というか、指導というか、そういうのにつ

いては、やはり経験した人でないと難しい面は、一端、ほんの少しですけどね、あるのではないかなと、そういうふうに思います。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

確かに経験した部分は早い判断ができる、相当なメリットがあるのかなと思っております。また逆に、難しかったという行政の部分ですかね、この分については、やはり経験されていない部分があって非常に苦労されたんじゃないかなと思います。

次の質問に入ります。

(2)の中で、一貫して教育長として目指したものの、その中で、学校教育の学力、生活力、それから、協調性のある人間性を身につけさせたいと願っていたとあります。その中でも、父兄の方々には学力向上を願っている方も多いんじゃないかなと思うんですが、その学力のみならずという部分ですね、その分についてお聞かせください。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学力のみならず、ほかのことという……（「そうですね、学力以外も必要なんですよということがあったら」と呼ぶ者あり）

やはり学校教育でないとできないような社会性を学校の中で養わせるということがですね。ですから、学力だって、何も点数を上げるのだけじゃなくて、この学力に取り組む態度を養成するというか、そういうことが粘り強くいろんなことに取り組む態度であったり、諦めない態度であったり、そういうことに全部通じます。社会に出て数学そのもの、高校のときに余弦定理とか正弦定理とかありましたけど、皆さんもう覚えていないでしょう。そんなのを何に使うかと。その勉強したときの思考とか、これを勉強するためにやはりいろんなことを思いめぐらせて、人間が完成に近づくためのトレーニングというか、そういうのをやっていくんですね。全ての教科はそうです。ですから、実業高校であれば、例えば、旋盤のかけ方であるとか、そういうもろに社会に役立つことを教えますけど、中学校とかはそういうことじゃないので、勉強を通して社会に生き抜く人間性とか、そういうものを培っていくと、そういうことが一番大切であろうというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ありがとうございます。

ちなみに、私は理工系というか、を進みましたので、正弦定理、余弦定理はわかりましたけれども、ほとんど学校の中で習ったものがわからないというような状況でした。

そういった生活力とか協調性を学べる部分というのは、学校教育だけでなく、基山町の行政では子どもクラブとか青少年育成町民会議の事業があります。こういった事業でキャンプに行ったり、いろんなことで多分そこら辺を補って参加した子どもたちは勉強しているのかなと思うんですが、そこら辺について何か考えがありましたらお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基山町で行われている青少年育成町民会議のああいうプログラムというのは、とてもいいことだと思っています。特に私が驚いたのは、基山町ではあのプログラムにたくさん小学生が参加してきますね。私は前は鳥栖のほうでやったんですが、鳥栖はなかなか参加者がいなくて、学校に働きかけて働きかけて何とか定員まで集まるとか、そういう状態だったのが、こんなにたくさん集まってくれるのかということにまず驚きました。山登りもそうですが、ああいうお互いに助け合いながらとか協調し合いながら一つのものを達成していくというのは、これは社会を生き抜くために、わがままな人は絶対通用しませんからね。よく言いますが、教員のときに言われたんですね。集団で海外研修とか行ったときに、1カ月とか行くと人間性が出ますね。我慢しないやつはそれなりの行動をしますよ。ですから、そういうのは子どもたちの時代からそうやって教えていくと、人間性、コミュニケーション、とても大切なことですので、このプログラムによって培われていくのはとてもいいことだと思っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

確かに私もそのように思います。中学校教育の中では文化やスポーツのクラブ活動があり

ます。そういったところでも子どもたちは人間形成を育む有効な学校教育の手段かなと思っています。これについては先ほどと同じような回答でしょうから、質問は避けませけれども、そういったことだろうと私は考えております。

一昨日の松石健児議員の質問の中で話があった家庭教育の重要性、一貫して教育長はそこら辺を訴えていたと思うんですけども、そこら辺、もう一度少し思いを述べていただきたいなど。また、その重要性を町民の方に伝えるためにはどういったことをやられたか、お願いしたいと思います。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

家庭教育というか、家庭学習ですね。学校では家庭学習の手引というのを学校ごとにつくって、1年生はこのくらいの時間を、内容はこういうことをしましょうとか、ずっと細かに書いて、それを親に渡すようになっています。ですから、本当にそれを実践するかどうかというのは、言うだけで、恐らくしない保護者のほうが多いと思いますが、でも、地道にやっていくと全然違う学習に対しての習慣——私は学習は好きになる必要はないと思うんです。ただ、嫌いになすなど、嫌いにさせるなど。これは私の培った定理みたいなものがあるんですが、小学生のときまで自分の部屋で勉強させるのはどうだろうと。リビングとか大人のいるところで勉強をさせて、そして、何か聞いたらすぐ反応できるようにしてあげると。集中するようになったら部屋をつくってやる。それが、うちには部屋をつくったんだから行きなさいと小学校3年生に言っても、部屋の中に行ったら本とか教科書は開きませんよ。恐らく机の引き出しをあけたり、いろんなことをして、しまいゲームを始めると。そして、足音が聞こえたらぱっとやると。そうじゃなくて、勉強しやすい環境というのは、やはりリビングでやったほうがいいんじゃないかな。これは自分だけが思っているのかと思っていたら、何年か前の東大の入学者はほとんど60%がリビング勉強していたというデータがあって、俺の説は合っているやんかと思ったことがあったんですけど、子どもがリラックスして継続させるためにはそういうこと。

そしてもう一つが、褒めて育てると言いますが、どこを褒めるかということ、結果を褒めるのではなくて、プロセスを褒める。だから、試験の結果が余りよくなくても、でも、よく頑張っていたよねと。だから、次は頑張っって、もう一回今のようにしたら、またちゃんとなる

と思うよと。余り頑張らないときだって結果がいいときがあるですね。だから、そういう声のかけ方を保護者がもう少しうまくやっていけば、だから、結果を褒めるんじゃなくて、努力を褒めると。これはスポーツにも言えると思います。そういうことが私は持論として常に持っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

余談ですけれども、私も子どものころはリビング学習をしていました。というのは、部屋がなかったからですね。ただ、小学校低学年のときに親に宿題の答えをいろいろ聞いたんです。次の日に手を挙げて積極的に答えるんですけど、全部間違っていました。ちょっと余談です。そういったことがありましたけれども、家庭の中でそういったこともあってもいいかなど。集中力をつければ、どういったところでもできるんだなと思っております。

じゃ、次に入りますけれども、教育方針の一貫性についてですけれども、回答の中でつけ加えられた言葉の中に、公平性や中立性を含めたもので方針の一貫性ということでありましたけれども、どのような形でこれを実現してこられたか、ありましたらお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一般的に行政の特性としては公平性や安定性というふうに言われています。教育行政はそれに中立とか継続というのが大切であると。ですから、そのために教育委員会制度というものがあって、いろんなものから左右されないで独立した行政機関として、教育長は教育委員ではないんですけど、教育委員会のメンバーと。5人の合議制でやっていくと。そして、教育委員そのものは教育行政をレーマンコントロールするんだということで、教育行政を教育委員で監視すると、これが原則だと思っております。そういうふうに思ってやってきておりましたから、教育委員会のときに、機会あるごとに、教育行政というみこしはこの5人で担いでいるんですよということをよく言っていたことがあります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ありがとうございます。

次に、(4)の中で地域住民の意向について伺いました。いろんな場所で意見をいただくと
思うんですけども、PTAの会合なり、いろんところでやっていますということでは
いただいていますけれども、この中の答えで、実行できる場合は早急にやると、そうでないもの、
検討を要するような場合は時間をかけて協議すると答えられていますけれども、そうは言
いながらも、すぐに実行もできなくて、なおかつ検討する時間もないような案件が場
合によってはあるのかなど。そういったケースがなければいいんですけど、そういったものが経験上
あったこと、また、ケースがなければ想定でも結構ですので、この件をお願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

すごい細かいことですけど、毎年言われ続けているものがあります。すごい細かいこと
です。学校に冷水器をつけてくれと、置いてくれと。そうすると、学校は冷水器は衛生の管理
ができないので難しいと言うけれども、持っていった水がなくなると、つけてくれと。これ
はいまだに検討課題ですけど、いろんところの意見を聞きますと、なかなか難しいという
意見もあります。片やエアコンはついて涼しくなっていますので、冷水器について、今度9
月20日ぐらいにまた意見交換会がありますので、また出てくるかもわかりませんので、どう
答えたらいいんだろうと思えて、ちょっと細かいこと、そういうことがありますね。

それから、今、中学生は自転車通学はほとんど2キロという短いところでやっていますが、
今まで長かったときはもう少し緩和してくれないかということがあったりしました。

それから、今、防犯カメラはついていますが、これも数年前はつけてくれと。

それと、1つ保護者の要望でできたのは、今、夏休みを期間短縮して26日からやっていま
すよね。そのときに教育委員会としては、教育委員会そのものの話し合いの中でも、その5
日間は給食なしで午前中授業でやるという計画だったんです。ところが、意見交換会でやっ
ていたら、だめだと、どうしても御飯を食べさせてくれと。だから、このことについては非
常に強い調子で、ちょっとオーバーだなと思ったけど、御飯を食べてこなかったときはふら
ふらしてから家に帰ってくると言われたので、ただし、御飯を食べさせたらもう1時間やり
ますよと。いや、それはありがたいことですよ。そういうことから5時間ないし6時間の授
業になったんですけど、これは保護者の意見がなかったら実現していないというふうに思っ

ております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

話の中でありました冷水器の問題ですか、確かに毎回出てくるのであれば、後を受け継ぐ教育学習課長はそこら辺は十分検討していただいて、本当に健康の問題があるのであれば、それはちゃんと説明すれば父兄さんたちも納得するのかなと思いますので、質問しませんので、よろしく願いいたします。

それから、若基小学校の学力低下について十分説明いただいたんですけども、これがまた向上に向かっているということも理解しております。低下していたときの要因とか、そこら辺が学年の指導を行ってきたことなんでしょうけれども、そこら辺はちょっとどういったことだったのかなと。お願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

これが4年生で受けた試験がですね、学力試験というのは、学力状況を調査するのは4年生から県が始まるんですね、4年生、5年生、6年生と。そのときに余りよくなかったんです。その前の6年生はすごくよかったです。いわゆる全国でもトップクラスの——でも、1クラスしかなかったんですけどね、よかったです。それで、4年生ががたっと県の平均も大きく下回っていたと。初めて受けたんですね。そのときにこれは対策をしなきゃいかんよねということで、何とかしようということで、確かにその学年は落ちつきがないというか、そういう学年ではあったと聞いています。それで、結果が出て3日後ぐらいにその対策を打って、学校では放課後とかやり始めていました。それが12月の試験だったんです。5年生の4月のときは平均までまだ行かなかった。次の12月の試験で平均を超えていったと。これはやっぱり学校の取り組みだったと思います。よく本当に粘り強く学校はやっていたと思います。結果が出ないと学校はやっていないと思われるけど、結果が出なくてもすごくやっているときはあるんです。やっているんですよ。結果がすごくよかったときは、じゃ、すごいいい取り組みをしていたかということ、それなりに子どもたちの質がよくて、だっと走っているというときもあります。ですから、やっぱりこれもその年度、集団によって上

がっていたり下がっていたり。ですから、私たちはその子どもたちの経年での変化を見て、伸びを見ていくというふうに考えて、いたずらに前の学年とか比べても余り大きな意味を持たないということを考えています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

当時は大変苦勞されたと思いますし、けやき台の父兄さんたちも、結果があれほどよかったのに何でというような感じが、ちょっとそのときお話が広まって心配したことやったんですけど、本当に努力してもらって、また改善傾向にあるということで安心しております。

(6)教育行政の独自性について今伺ったんですが、独自性について、独自性は必要ないと思われればそれまでなんですけれども、答えられた中には郷土史の教育について答えがありました。この質問に対して、郷土史の教育の必要性を取り上げたものはどういったことで挙げられたんでしょうか。もう少し具体的に。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっと余り今の意味が理解できなかつたんですが、もう一回。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

独自性で問うたわけですね。何かありましたらということで問うたんですけれども、郷土史の教育を挙げられた。（「わかりました」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

郷土史の教育については、私の反省からそういうことを思ったんですが、私は基山中に7年間おりました。そのときに基肄城という言葉は、基肄城タイガースという、その名前で基肄城とあると。基肄城とあの史跡が結びつくとは、これっぽっちも思っていませんでした。7年間、全くこのいわれも何も知らずに違う学校に行きました。そして、ここで仕事をする

ようになって、これは大した史跡じゃないかと。国の特別史跡。国の特別史跡とは何だろうと思ったら、全国で61しかない。61しかなくて、佐賀県で3つもある。そして、ここは昭和29年に1番になっているんですね。それで、これは子どもに教えなきゃいかんでしよう。当時、内山敏行課長でした。何とかこれはやらなきゃだめですねということで、学校のプログラムの中に入れて、そして、自分も知らなかったの、教員も恐らく知らないだろう。じゃ、夏休みに史跡の探訪に行こうということで、文化財の職員と一緒に毎年行くようになって、私も全部行って、ことはできなかつたんですが、それがきっかけで、これを小学校から学年ごとにわかりやすくずっと教えていきたいと思います、継続的にというのが郷土史の教育です。

だから、今、小学校の3年生ぐらいでも基肄城を読めない子はいませんよ。ある中学校の社会科教員の校長だったんですが、この辺の人じゃないんです。私のところに客で来て、「きずじょう」と言ったんですね。だから、社会科の教員で校長した人も知らなかった。私はもっと何も知らなかつたんですが。白村江の戦いも聞いたことはあるけど、中身はよく知らないということで、自分の反省からきて、ここは基山の子どもは必須だろうと。ここを知ってから大人になるのが必須だろうと。だから、私、校長会ときのレジメの一番上に、ふるさとの歴史を語る子どもになろうと、子どもをつくろうと毎回書いて出していたんですが、でも、今の子どもたちはほとんど基肄城を知っていると思います。ほかの歴史遺産もあると思いますが、まずこれだろうと思って、これは基山の町民であれば必須事項であるという気持ちで郷土史の教育に少し力を入れたということです。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

この点については非常に感謝しております。今の子どもたち、基肄城といえばほとんどわかると思いますし、後で述べますけれども、郷土愛を育むには、子どもたちが我が町の郷土を正しく理解した上で、未来の基山、広く言えば我が国を背負うような人材を教育するということで必要なことだったのかなと思います。特に、基山の子たちは、大人もそうなんですけど、生まれ育った人は、町から仰ぎ見たらいつも古代山城の基肄城跡がそこにはあるということで基山（きざん）を望んでいると思うんですね。その後のいろんなことで勉強させられることがありましたが、基山の歴史をまた知って、時代、時代の民の方たちの営みですね、

そういったことを絡めて、このふるさとの風景が頭に焼きついていきよるのかなど。そういったことを教育していただいたなという気がしております。この点、このような郷土愛を育む教育について、これは意見は結構です。

それからきて、学校教育ではありませんが、基山の文化に町民主体でつくり上げる基山創作劇、こういったものにつながっていったのかなど思っております。大人と子どもが協働して劇をつくり上げて、それを見た町民も改めて基山の歴史を知っていくということで広がりが出てきたなど。ここまでに至る過程では、当時者の方々の努力は大変なものだったんだろうなど、想像ではありますけれども、本当にありがたく、毎年、私は勝手にライオンズクラブの――またこれを出したらいかんかったですかね。事業をやめてでも見に行っているということで感激しております。

私見で結構ですので、教育長はこの文化についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

この基肆城の歴史を一番手っ取り早く教えられるにはどうすればいいだろうということを考えていて、教室でぐだぐだ教えるよりも、一発でわかるのは何だろうということ考えていたのが、実は山城サミットというのがあって、菊池市と山鹿市が一緒にやったときに、八千代座という古い芝居小屋で6年何組かの子どもたちが菊池城で何で炭化した米が出てくるかというのにまつわる劇をしたんですね。それで、また内山課長が出てきますが、内山課長にこれは使えますよね、これはできませんかねと。内山課長は相づちだけは打ってはくれたんですが、そして、その次の年にやりましょうということで、私は小中一緒に学校の体育館ぐらいの小ぢんまりしたところで学校の教員が指導してということで考えて、学校を集めて、そして、こういう趣旨でこうやってやるということを行ったんです。ただ、出てきたシナリオが、中島しょう子さんという方が書かれたんですが、できましたと持ってこられたとき、こんなに厚くて、すごく読むのも長くて、小学校の校長に見せたんですが、こんな長いのは学校でできませんよ、難しいと言われて、学校でできるようにアレンジできないかといういろいろやっってもらっている福永さんという女性の方がかかわってきて、それで随分変わってきたと。

ですから、最初から3回目ぐらいまでは多分主催は基山小・中学校だったと思います。私たちは主催には何も入らない。これをやると学校はすごい評価されるよと、間違いなく評価されるということで、私は1回目の感動は今でも忘れません。リハーサルのときに見に行くと涙が出てきて、また本番では同じとわかっているのに出てくるというかですね、ああいう感じだったですね。だから、これはよかったなと思っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

本当に初回公演から私も感激しながら見ております。ぜひともこの文化は育んでいただいて、本当にやっている方たちは大変だろうと思うんですけども、素晴らしい文化になっているのかなと思っています。

次に入りますけれども、小学校の規律について、(7)の部分ですけれども、けやき台が造成されたころ、基山町の人口が急増したということで、当然、子ども、小・中学生も急増していました。ちょうどそのころに私も基山に移り住んで、当時の先生方がこの変化に対応するのに本当に苦労されたんじゃないかなと思っています。当時の基山中学校はマンモス化して、規律正しい学校とはとても言えなかったんじゃないかなと私は思っております。現在は小・中学校どこに行っても挨拶をしてもらえるし、逆に規律正し過ぎて心配な面もなきにしもあらずですけれども、とにかくやっぱり規律正しいということがいいのかなということをお思っております。

今後、基山町も移住増進の計画をやっております。また少し人口動態とか変わってきて、子どもの流れとか、そういったものが変わったり、校区制、校区割の問題とかいろいろまた出てきますけれども、そういったことの変化が出てきますので、この規律を維持していくにはどういったことが重要かなと。話せる程度で結構ですので、お願いします。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

やはり教員が組織として子どもたちと当たっていくと。一人一人じゃなくて、まとまって同じ方向を向いて、そして、今、小学校、中学校ともに同じしつけの「すみそあじ」というのを両小学校、中学校がやっていますよね。私は「すみそあじ」の「す」はスリッパ並べだ

と聞いていたので、スリッパ並べとばかり思っていたら、すっきり整頓の「す」だったというのは後でわかったんですけど、スリッパ並べ、スリッパ並べと人にも大分話をしたんですけど、「すみそあじ」ですね。

だから、そういうことを教員が全てちっちゃいところまできちんと見逃さないで、中学校になると見逃したことは認めたことという理論を子どもたちは持つんですよ。だから、そうではなくて、いけないことはいけないよということをしてですね、この役場の中にもいけないよと私が言っているところを見ている人は何人もおると思うんですが、やっぱりそれが1人で言うか全部で言うかと。だから、そこを今、小・中学校ともにきちんとできていますね。一生懸命やっています。私は先生たちのおかげだと思っています。教育委員会は言うだけですから。ですから、現場で子どもたちを指導している先生たちに常に私は感謝しております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

挨拶、「すみそあじ」とか、そういったところですけども、挨拶運動、基山町は学校教育というか、挨拶が基本だということで始められて、今、自然に挨拶ができていいのかなど。また、教育委員会の意見書にも挨拶運動は継続してくださいねといった意見も上がっているみたいですので、ぜひともお願いしたいし、私が若いころ平戸の島に仕事で行ったことがあるんですけど、そのときに、こちらでは感じられなかった本当に挨拶、自分が学校の先生になったように道々来る通学路で挨拶されるわけですね。何て田舎というか、子どもたちが素直なんだろうと思いました。その後、基山に来たら全然、殺伐と言ったらおかしいですけど、そのころは挨拶をいただけるということはなかったもので、今の子どもは本当に自然と挨拶をされていると。非常にいいことかなと思います。

あと、教育行政、(8)番ですけども、いろいろ考えていたんですけども、1つだけ。学校の問題解決に即した人員配置をしていくことがいいんじゃないかということで挙げられています。これは非常に簡単ではないように思います、人事のことですからですね。そういったことができるものでしょうか。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

人事異動というのは、アドバンテージは県が持っています。それで、どうやってこっちのほうにいい人材を引っ張り込むのかということを考えてやっていくんですけど、まず、年季のたった人を順番にこうやって出していたら、また同じように年齢構成とか男女構成とか、全く変わらないようにしてしか来ないので、やはり先をずっと見てから、そして、この人は何年したらいなくなるから、例えば、情報教育にたけた人が学校にいないということは困るわけです。そういう人がここで出そうだというときは、先にそれにたけた人にとっておくとか、生徒指導をきちんとできる人にとっておく。もちろん中心になる人ですね。だから、教科でいえば、小学校でいえば算数を研究している人、国語を研究している人、全科を教えるんですけど、そういう人たちをきちんと配置して、これが組織でできるように持っていくというのが人事であろうと。

それから、人員配置については、例えば、支援学級にはたくさんの支援員がおられますけど、小学校の支援員の配置の表を見てみると、ある一人の支援員の動きを見てみると、月曜日の1校時にはこの子とこの子について何年何組に、2校時はまた違うところに行っているんですね、支援学級の本体に行くとか、3校時はまた違うところに行くというすごい複雑な動きをしている。これが人が多くなるともう少し緩和されるとかですね。やっぱり学習補助員みたいな人がつくつくと、えらくつまずいている子どもを取り出して授業中に教えられるとか、取り出しての授業とか、そういうこともできるので、やっぱり人員配置については、予算とか、そういう限界がありますけど、あれば、子どもたちの成長には役に立つというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

次の質問項目もありますので、最後になりますけれども、改めて大串教育長、8年間ありがとうございました。今現在の所感、簡単でも結構ですので、最後にお伺いしたいと思います。今の気持ちですね。

○議長（品川義則君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

一言では、いろんな人に鍛えていただいたなと思います。60歳でここに来て、昭和25年、

1950年9月1日生まれ、つい先日、69歳になりました。ですから、9年間というのは人生の中でもかなりこれは長かったなとも思いますが、人間的には成長させていただいたと思っております。ありがとうございます。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

ありがとうございました。

では、2項目めの税の徴収の取り組みについて伺いたいと思います。

(1)から(3)までは取り組み状況について伺いました。税の徴収率は平成26年度と平成30年度を比較して答えていただいています。徴収率は伸びていると。また、滞納繰越額は大幅に減少していると。これは金額の問題ですから、1件が大きかったらまた大分違うんでしょうから、中身を見ないと一概にわからない部分があるんですけども、納税の公平性を考えた場合に、この4年間というか、この傾向は本当にありがたく思っておりますし、担当者には敬意を表したいと思っております。

(2)の中で、平成30年度決算時の滞納者数と滞納税額を税ごとに回答していただきました。今定例会で決算の審査がありますので、細かい金額の質問は避けたいと思います。

そこで、決算時の滞納税額が確定していますが、この税は今期どのように徴収されていくのか、また累積されるのか、そういったことを回答願います。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

この滞納税額については、既に滞納整理のほうの事務には取りかかっているところですが、催告書の送付、財産調査等を行って、早期の回収に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

決算として数字が上がっていますが、それが保留になったということではありませんで、ぜひとも何とか回収に向けて頑張っていただきたいと思っております。

あと、(4)で徴収職員の研修についてですけれども、厳しい職務の中で頑張っただけ研修を受けられたりして、基山町のために先進地の事例や知識の習得を研さんされていると思いますので、今後ともそういったことに励んでもらって、税率を上げていただけるということでお願いしたいと思います。これは答えは要りません。

(5)、(6)はずっと関連するところもありますし、まとめて再質問をしたいと思います。

納税に関して、納税者が困り事で事前に税務課窓口で相談があったケースはありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

納税に係る分で相談というのは余りなかったように記憶しております。町長のほうで答えたとおり、督促状とか催告状を送付させていただいた後に、納税相談等とかの連絡があったような形で記憶しております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

では、個人が納付する税で、どうしても納付ができないときの相談ですね。相談窓口というのはどちらのほうになるのか、また、そういった相談の余地があるのか、そこら辺をお知らせください。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

納税相談の窓口としては当然税務課のほうになります。納税が納期限内に納付できないとかというときには、執行猶予というような制度もございますので、1年以内の納付を行うとか、また、分納関係を行うとか、そういった形での対応という形になります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

税の納付は免れないとは思っていますけれども、財産とか、それとか、現物ですね、お金

がないとか、ましてそれを肩入れしてくれるような身内もない、身寄りもないというか、そういった方、それから、本人の健康状態が悪くて、働いて返したいんだけど働けないと。非常に最悪の生活困窮者になってくると思うんですけども、全くゼロじゃない、今後はそういった方もふえてくるのかなという懸念もあるんですが、そういった納税の見通しも立たないような方がおった場合、どのような手だてがありますでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

制度といたしましては、滞納処分の執行停止というような制度のほうがございます。この分については、1つは生活困窮者の方、もう一つは差し押さえ可能な財産等をお持ちでない方とか、そういった方について執行停止の処分を行って、その後、不納欠損処理により税から落とすというような形になります。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

そのような方が先ほどと同じようにあった場合に、当然、本人の申告というか、税が払えないで困っているということをまず意思表示はしないとわからないわけですけども、その窓口も役場の税務課窓口でよろしいのでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

窓口としては税務課のほうになります。

ただ、納期限内に納付されなかった方、要するに滞納者ですね、その方については、催告書等を送付して自主納付を促すことにはなるんですけども、その中で、その滞納者の方の実情の把握ですね、実態調査とか財産調査とかを行って、その後、改めて納税相談等を行うというような形の取り組みをしております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

少し話が前後して申しわけないんですけど、督促状が出てからの話は12日間という数字でいただきましたんですが、納付期限を超過してまだ支払っていないと。忘れた場合もあるし、意図的にもあるかもしれませんが、滞納者に対して督促状の通知をする期間というのは、わかれば、大体どのぐらいの期間なんでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

これは地方税法のほうに規定があるんですけども、納期限後20日というふうになっております。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

時間も少なくなりましたので、最後の質問になります。

(7)で悪質な滞納者についてなんですけれども、ここで回答された悪質な滞納者の判断ですね、基山町はどのような判断基準で行っていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

寺崎税務課長。

○税務課長（寺崎博文君）

悪質な滞納者と申しますのは、1つは、再三の催告書の送付にもかかわらず、こちらの税務課のほうに対して連絡もないし、納付意識がない方ですね。無視される方というような形ですね。それとまた、分納誓約等を行って納付計画を立てているにもかかわらず、全くその計画どおりに履行されない方、そのような方が悪質な滞納者の一例であるというふうに思っています。

○議長（品川義則君）

栗野議員。

○6番（栗野久明君）

大事なことは、納付できないという生活困窮者とか、そういった方は、納付する意思はあるということの意思表示だけは最低でも必要だということですよね。督促状を渡しても受け付けない、行っても渡してくれない、それが悪質な方という判断でよろしいんですかね。

質問はこれで終わります。

冒頭にも述べましたように、納税に関しては正直者がばかを見るようなことがあってはならないと思っております。公平性が保たれることが重要でもあります。しかしながら、高齢化していく社会では納税義務を果たせない人もふえてくるのではないかと懸念しております。これらの人々の人権も考えていかなければならないのではとも考えております。そこは血も涙もない世界ではなく、救済の道も探りながら、町民と寄り添う自治体であってほしいと私は切に願っておりますので、私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で栗野久明議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩いたします。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳得議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○9番（重松一徳君）（登壇）

皆さんこんにちは。9月定例議会も最後の一般質問となりました。最後までよろしくお願い申し上げます。

そして、きょうは7区は第1金曜日は大変忙しい日でもありまして、朝から通いの場の100歳体操が7区の公民館と野口の宗天神社と7区は2カ所に分かれてされていまして、それが終われば、今度は公民館で7区カフェ、ナナカフェとって集まりの場をつくって、そしてみんなで昼食を食べるというふうな取り組みもされております。それが終わった後に7区のほうからもまた傍聴に来ていただきまして感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回一般質問を3項目行います。

まず第1項目、これは7区の方にも大変関係のある項目です。下水道事業の見直しの中で、この合併浄化槽の扱いをどのようにしていくのかという形で合併浄化槽の町移管方式についてという形で質問をしております。

基山町の下水道事業は、大きく公共下水道と合併処理浄化槽、一部単独処理の浄化槽もあ

りますが、それにくみ取りによるし尿処理、この3つに大きく分けられます。公共下水道事業は、特別会計によって町主体の事業でもあります。しかし、合併浄化槽の設置は、補助はありますけれども、基本的にこれは維持管理は個人負担であり、現在、またこの見直しもされているところでもあります。どのような見直しがいいのか、そして、その根拠は何なのかも含めて質問してまいります。

一番肝心なのは、この下水道事業というのは、将来に向けて、安定的に事業を行っていくという観点が一番大事な観点でもあります。この観点に沿って、今、基山町の公共下水道の見直しがされているのかという点も、また質問をしてまいりたいと思っています。

まず第1に、公共下水道接続世帯数、合併処理浄化槽、単独処理の浄化槽も含めますけれども、くみ取りによるし尿処理世帯数について、まず第1点、説明ください。

2点目は、公共下水道への接続と、合併処理浄化槽設置の平均世帯の費用について説明ください。

3点目は、公共下水道で2人世帯、5人世帯、7人世帯の年間平均利用料について説明ください。

4点目は、合併浄化槽については2人用がありません。最低5人用、7人用、そして9人、10人用。ですけれども、10人用は大変設置の世帯は少ない関係もあります。合併処理浄化槽の5人槽、そして一回り大きい7人槽について、年間維持管理費について説明ください。

5点目は、合併処理浄化槽を公共下水道事業に組み入れる方式として、浄化槽世帯に対する補助方式、または、先ほどいいましたように組み入れる方式がありますけれども、基山町はどちらを採用しているのか、その根拠について説明ください。

6点目は、下水道事業は多額の資金を必要として、その費用対効果も含め、さまざまな検討課題がありますが、その基本となる生活排水処理基本計画の見直しもまた必要です。見直しの策定計画があるのか、質問いたします。

次に、質問事項2として、まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問いたします。

これについては、午前中、松石信男議員も質問されましたけれども、平成27年度から本年度までの5カ年計画であるまち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況を検証して、今後の課題を明らかにしていく必要があります。そこで、4点質問してまいります。

第1点は、この創生総合戦略は、数値目標を明記して、年度ごとにその実績報告書が作成されています。また、推進会議も開催されております。重要業績評価指標（KPI）でクリ

アできる主な事業名と、未達成が予想される主な事業名について説明をしてください。

2点目として、国の地方創生基本方針に盛り込まれた関係人口を基山町はどのように総合戦略に生かしていくのか説明ください。

3点目は、人口ビジョンでの2020年、17,941名の目標は達成できるのか説明ください。

4点目は、令和2年度から新たに5カ年計画の総合戦略を策定するのか、質問いたします。質問事項3として、8050問題、老障問題について質問いたします。

「はちじゅうごじゅう」という言い方もありますし、「はちまるごうまる」という言い方もありますけれども、80歳代になった高齢の親の方が、50歳代のひきこもりの子どもの面倒を見ている中での諸問題を総称しての、この8050という問題です。また、老障問題は、高齢の親が障がいのある子どもの介護を続ける中でのさまざまな問題を総称しています。

6月議会で終活問題について質問いたしました。その中で、障がいを持った子どもがいる親御さんから、親の自分たちがいなくなったとき、子どもの将来はどうなるんだろうか、大変不安だというふうなことも言われました。行政として、8050問題や老障問題などにどのようにかわりを持ち、将来への不安をなくしていくのかについて質問いたします。

第1点は、町内で8050問題、老障問題の事例を把握しているのか、質問いたします。

第2点目は、個別問題として、相談窓口、相談員は配置しているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

重松一徳議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1、合併浄化槽の町移管方式について。

(1)公共下水道接続世帯数、合併処理（単独処理含む）浄化槽設置世帯数、くみ取りし尿処理世帯数ということでございますが、平成31年3月末時点で、公共下水道接続世帯数が5,242世帯、合併処理（単独処理含む）浄化槽設置世帯数が842世帯、くみ取りし尿処理世帯数が805世帯でございます。

(2)公共下水道への接続と合併処理浄化槽設置の平均世帯の費用はということでございますが、公共下水道への接続には、受益者負担として敷地面積1平方メートル当たり450円を積し、公共ますへの接続に要する経費との合計となり、概算費は59万円です。

一方、合併処理浄化槽では、設置にかかる費用から国等の補助金を控除した金額が費用となり、概算額では55万円です。

(3) 公共下水道事業で2人世帯、5人世帯、7人世帯の年平均使用料は幾らかということですが、下水道では上水道の使用量と同等であるため、上水道使用量平均値の1人当たりの約8立方メートルで考え、公共下水道事業費の年間平均使用料では2人世帯で3万420円、5人世帯で7万9,680円、7人世帯で11万5,680円という試算になっております。

(4) 合併浄化槽5人槽、7人槽の年間維持費は幾らかということですが、合併浄化槽の年間維持管理費は平均で5人槽が6万3,000円、7人槽が7万6,000円でございます。

(5) 合併処理浄化槽の町移管方式、それから、補助方式、どちらを採用するのか、その根拠はという御質問でございますが、他の自治体の状況を調べてみますと、補助方式では、浄化槽設備が個人財産として丁寧に使用されることから、設備の長寿命化につながっているというふうに言われております。

一方、移管方式は町への移管事務、それから、維持管理事務等が増大し、町における人員確保とか、維持管理費の増大等が課題になっているというふうに調査結果が出ております。このため、町では、実績により補助金を交付する補助方式を採用したいというふうに考えているところでございます。

(6) 生活排水処理基本計画の策定はということですが、生活排水処理基本計画は、おおむね5年ごとの計画となっており、平成27年度から平成31年度まで策定をしております。

それで、生活排水処理基本計画は、令和元年度中に、いわゆる本年度中に見直しを行い、策定いたしたいというふうに考えているところでございます。

2、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてということで、(1) K P I でクリアできる主な事業名と未達成が予想される主な事業名はというふうなところでございますが、K P I は重要業績評価指標でございますけれども、現在の総合戦略では、6つの基本目標のもと、14施策44事業に取り組んでおります。

取り組みの実績評価については、「基山町まち・ひと・しごと創生推進会議」を開催し、施策などの効果について検証をいただいているところでございます。

平成30年度末の実績値でK P I を達成した事業が15事業で、その主な事業名は町のP R 活動プロジェクト、防災対策強化事業、町内住み替え等の推進による定住促進プロジェクト、図書館による多様な学びを基盤としたアカデミックな人材育成事業などがございます。

現段階での実績値がKPIと隔たりがあるものについてはどういうものがあるかといいますと、企業の魅力創造プロジェクト、観光案内の見える化プロジェクト、楽しいシニアライフ、料理教室事業などとなります。これらの事業についても、今後達成できるように努力していきたいというふうに考えているところでございます。

(2)国の創生基本方針に盛り込まれた関係人口を町はどのように総合戦略に生かすのかということでございますが、関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、特定の地域に継続的に多様にかかわる人々を指すものとされているところでございます。

国の戦略では、地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するために、この関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手になることを期待しているところでございます。

本町におきましても、この関係人口の考え方等についての定義を確立させて、第2期の総合戦略の中に盛り込んでいきたいというふうに考えているところでございます。

(3)人口ビジョンでの2020年1万7,941人の目標の到達はということでございますが、第5次総合計画では、努力目標人口として平成37年度1万8,000人を掲げております。その努力目標人口を達成するために、基山町人口ビジョンで本町が推計した令和2年度の人口が1万7,941人となっています。

このため町は、直接的な人口増対策として、定住促進施策として取り組んでいる基山町のシティプロモーションや移住体験、地域優良賃貸住宅の提供、移住定住のための補助金交付など、そういった交付により平成28年度からは社会動態での人口増の目標を達成しているところでございます。

また、間接的な対策といたしましては、出会いを支援する婚活支援事業や、新婚世帯や子育て若者世帯への補助金の交付、安心して子どもを産み、育てるための子育て支援施策の充実など、自然動態での人口増に向けた施策を実施しており、出生者数の増加を目指しているところでございます。

しかし、全体的に見ますと、依然として死亡者数が多い傾向にあり、自然動態では人口増には時間を要すると考えておりますので、平成32年度、令和2年度の推計値の達成、いわゆる令和2年度で1万7,941人の達成は困難であると考えております。しかしながら、引き続き、令和7年度の努力目標人口を達成できるように努力、邁進していきたいというふうに考

えているところでございます。

(4) 令和2年度から5カ年の総合計画を策定するののかということでございますが、現在、総合戦略が令和元年度末で終了することから、次期総合戦略の策定に向けた準備作業に入っているところでございます。次期総合戦略につきましては、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間というふうに考えておるところでございます。

策定完了の時期は、令和元年度末を予定しているところでございます。これをもちまして、令和7年度の努力目標人口が達成できるように頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

3、8050問題、老障問題についてということで、(1)町内で8050問題、老障問題の事例を把握しているかということでございますが、御存じのとおり、80代の親が50代のひきこもりの子どもの面倒を見続けると言われている8050問題、そして高齢の親が障がいのある子どもの介護を続ける、いわゆる老障問題というものが着実に基山町の中でも広がってきているという状況かというふうに認識しております。

具体的な事例といたしましては、老障問題の相談があり、財産の管理等が含まれることから、専門の知識で対応する社会福祉協議会の無料法律相談——弁護士の方に対応していただいておりますが、無料法律相談で成年後見人制度について相談が受けられるように取り次いだと、そういった例はございます。

(2) 個別問題に対して、相談窓口、相談員を配置しているのかということでございますが、個別問題、まだそういう多くの個別問題、相談等が来ているわけではございませんので、まだ具体的にその専門の相談員の配置はしておりませんが、相談については、福祉課にて随時受け付けを行っておって、専門的な知識を持った相談員が配置された施設が佐賀県にございます。それが1つが佐賀県生活自立支援センター、そしてもう一つが、ひきこもり地域支援センターという2つの組織が佐賀県下にありますので、ここに適切に今取り次ぎを行っている、そういうところでございます。

1度目の答弁は以上でございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それでは、2回目以降の質問を行います。

2項目の問題については、先ほど言いましたように、松石信男議員が質問されております。また、3項目については、松石健児議員も質問されておりますので、私のほうは、この第1項目、下水道事業のこの見直し、その中での合併浄化槽の位置づけ、これについて質問を詳しくしていきたいなというふうに思っております。

まず、その質問に入る前に、基本的なところですが、8月27日に全員協議会で基山町下水道事業計画の変更について説明を受けました。また、これは都市計画審議会が豪雨のために延長になりまして、9月12日に行われますけれども、その中でもこの都市計画下水道の変更について説明を受けますけれども、この変更案は、もう基山町では決定したというふうな捉え方で今後、この都市計画審議会にはかけられるつもりでしょうか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

全員協議会のときに幾らか御意見いただきましたので、そこを整理した後に決定、現在でも、私どもの案としては持っているんですが、そういった意見をされて決定させていただきまして、審議会前にはそういうふうな決定をしたいと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は議員になりまして、下水道の見直し、全体計画の見直しを含めて、五、六回といわなように質問を実はしていますし、鳥飼議員も質問されましたし、前の木村前議員も質問され、多くの議員がやっぱりこの下水道問題については質問してまいりました。なぜこんなに多くの議員が質問するのかというと、基山町が当初決定しました、この下水道事業の全体計画、これをそのまま続ければ、基山町の財政は破綻するし、まして、この全体計画の前提条件は基山町はもうおかしくなっているんだと。早急に見直しをしなければならないという形で実は私も何回も質問してきたんですね。もともとこの基山町の下水道の全体計画、人口は推計2万3,000人が、もう今の時点で基山町が、今ちょうど2万3,000人になっていることを想定しているんです。今、もう実際、先ほどから言われていましたように1万7,400人ぐらいですね。まずそこがもう決定的にこの下水道事業は違う。

それと、当初計画されていた、これは構成団体でもあります筑紫野市にしても、福岡県の

下水道の関係では小都市にしても、もう人口推計そのものも変わってきている。それに一人一人が使う水の量が、やっぱり今節水型にもなっている。もうここも違うんだと。いろんなことがやっぱり見直しする要因。

一番の要因は、今度基山町が、この計画に基づいて宝満川上流流域下水道に新たに浄化槽を設置する場合の基山町の負担金が約70億円、そして、その設置した浄化槽に接続する管の設置、またはポンプ場の設置、これに約30億円ぐらいかかる。今後100億円かかるんだというふうな計画なんですね。この計画を進めれば、基山町は財政も破綻する。いろんな要件の中で今見直しがされております。

私は何年になりましたでしょうか、ちょうど見直しが提案されたのが平成26年ですね。そのころに見直しが提案されて、そのころにも私、何度もここで質問したんですけども、あくまでも基山町はこの見直しは案であって、今後町民の意見、特に1区、2区、4区、6区、7区、中心市街地から外れている部分については、見直しをしなければならないと。地元説明会、地区説明会を行うんだというふうなことで私たちは聞いてきました。

そういう地区説明会の意見も聞きながら、そして、あくまでもこれは見直しの案であるから、今後とも検討していくんだという形で私は説明を受けたんですよ。ですから、事あるごとに、例えば、予算特別委員会、決算特別委員会でどのような見直しをしていくんですかと、どのようにこの基山町の下水道全体計画はなっていくんですかというのを質問していて、急に、いや、これは見直しの案ですよ。そして、もう都市計画審議会にもかけて、これを決定して、17日からですか、住民説明会、もう開きますよというところまで来ているということ自体が私は大変不安があるんですね。なぜこういうふうになっているんですか、なぜ前もって前広に計画の案について説明して、当然議員から、そして地区住民から意見を聞く中でこの見直し案を決定していこうというふうにならなかったんですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

この浄化槽と下水道の区域の見直しにつきましては、まず一番最初は、平成24年以降に地域の御意見を伺いながら検討を始めたところでございます。

その中で、多くの意見が出ましたのが、公共下水道の区域と、個別浄化槽、今、基山町は個別浄化槽ですが、浄化槽の区域との公平性を持っていただければ、特に反対はないという

ような御意見が多くあったと思っております。

そういう中で、全体の区域を扱うためには、基山町の場合は、処理場が福岡県流域に入っておりますので、そういったところとの処理場の、今、先ほど言われましたように、全体計画が非常に将来計画が、もう20年前ぐらいの分でございます、その辺の見直しが必要だというところで進めさせていただきました。時間が非常にかかりましたことにつきましては、確かにいろいろな行政、そして、私どももいろいろな勉強をさせていただきましたので、時間がかかったところについては率直に申しわけないとは思いますが、ただ、そこに福岡県の構成市町との協議もできまして、今回最終的には効果的、経済的なものと基山町としては非常に効果的な処理場の位置が決まりましたので、そういった中で全体あわせて今回見直しをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、基本的な考え方の前の段階でそれぞれの地域で見直し案の説明はかなりの部分されたという認識を私自身は強く持っています。そのときはまだ私は副町長とか、その前だったぐらいだったかもしれませんがですね。ただ、それを決定するには、肝心の最終処分場の問題が、いわゆる上流に、さっき言った宝満上流でやるという計画がその時点はずっと生きていたわけなんで、その計画をとにかくとめて、そこを白紙に戻って違う形に、基山町のいい形に決定しないことには、その下水道問題というのが議論できないということで、そこでストップがかかっていた。最終説明ができない状態が3年、4年続いていたというふうに認識しております。

私、町長になって3年半ですが、そのうちのほとんどの多くの時間を、一番、さも定住促進とか、子育て支援に力を入れ、そっちのほうをやっていると思っている方も多いかもしれませんが、この下水の上流ではなくて、流域のほうに切りかえるというのに、すごい労力と調整を図ってきたところでございます。

まだ、それぞれの県議会の決議がされておられませんので、ここでそれが終わったとは言えないし、まだこれからも最後の詰めをしなきゃいけないんですけども、やっとその話が決着して、上流ではなくて、流域のほうに正式メンバーとして入れていただける道筋が今立ったということなので、やっとこの段階になって、下水道の地域の見直しの話が一度説明して

いたことを正式な形で説明できる段階になったということで、今回そういうことを提示させていただいているところでございます。

もちろん、また意見をいただいて、その内容について、その意見がごもっともなようなものがございましたら、それを勘案する可能性も当然残っておりますので、乱暴に進めておるわけでもなく、過去に進めた計画について、今回新しい計画が決定したことによって、再度正式な形で、もう一度説明させていただくということで理解していただければと思います。

それから、まだ町での庁議での決定はやっておりません。先日説明したときの御意見、それから、きょうのまた御意見なども聞かせていただきながら、もう一度案を練り直して、庁議では今度の説明会の前までにきちっとした形で庁議で決定するという手順を今考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

下水道事業の全体計画の中で、この週末処理浄化槽について、私、ここであんまり質問していないのは、いろんな経緯もありますし、私ももう議員になってすぐのころの一般質問で、もう上流流域から流域のほうに移すべきなんだと、そっちのほうにするほうが基山町にとっても、また、福岡県の流域下水道全体についてもメリットがあるんだというのも言ってききましたので、その移ること自体に対して私は反対もしていませんし、むしろ賛成なんです。

私が今回問題にしているのは、基山町の中で、当初554ヘクタールと言われましたけれども、今556.1ヘクタールですね、市街化の拡大もあって。その中で、65.1ヘクタールについては、もう公共下水道で進めるんじゃないかと、合併浄化槽で整備していきますよというふうな計画になりましたね。そのときに住民説明会、これは先ほど言われましたように平成24年度から計画されて、25年2月に私たち説明を受けているんですね。そして26年の2月に1区、2区、先ほど言いました4区、6区、7区については、地区説明会がされたんですね。その中で、意見としては、もう賛成なんだという意見も当然あるんです。

それと、これは合併浄化槽を設置しているところに下水が来れば、これは二重投資になるんじゃないかという意見、そして、この地域はもうほとんどが合併浄化槽で設置されているんだと。新たにそこに公共下水道の管を設置することは、それこそ行政、無駄じゃないかという意見、そういういろんな意見があって、見直し全体をこの区域の変更を、見直しをした

らどうかという意見が多くあったんですね。これにも私、このときの意見集約のを持っています。これにも書いてあります。

だから、こういうのをどのように基山町のこの建設課含めて見直しをしてきたんですかと。今回の提案は、そのときの面積と全く変わらない。65.1ヘクタールを公共下水道から切り離すんだというふうになっているからですね、一体どのような見直しを基山町はしてきたのかというのが、私はずっと予算とか決算の委員会の中では言ってきたつもりだったんですね。そのときに、課長が、今、見直しをいろんな多方面で計画していると。これについては決定次第、議会のほうにも説明しますよというふう中身でした。それがいきなり、いかにも決定したみたいな形で議会のほうに説明があるものだから、おかしいのではないですかと。都市計画審議会の今回の案内通知には、基山町決定というふうにもう書いてあるんですね。基山町が決定しましたら、今回都市計画審議会に諮りますよという中身なんですね。

そうすると、先ほどから、今言われました回答と若干違うんじゃないかと思えますけれども、統一見解をお願いいたします。

○議長（品川義則君）

亀山定住促進課長。

○定住促進課長（亀山博史君）

都市計画審議会の所管であります定住促進課のほうで一部答弁をさせていただきます。

今、重松議員がおっしゃいました都市計画審議会ですけれども、今日12日に大雨で延期の分を開催いたします。その開催の案内を事前に都市計画審委員のほうにお配りさせていただきました。非常に申しわけありません。その案内のレジュメのほうに下水道の計画案というものを入れるべきところを、こちらのほうが案を入れておりませんでしたので、決定というような形で委員の手元のほうに配付がされてしまいました。大変申しわけございません。案というものを入れた形で今回の都市計画審議会では御説明のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

庁内の会議では、今回の都市計画は下説明という、そういう合意で意思決定がされていたはずなので、そういう誤った通知が行っているんだしたら、深くお詫び申し上げます。次回

の都市計画審議会で決定後のやつを説明するという打ち合わせで、全部関係課統一しておりますのでですね。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

正式に言いますね。議会として、鳥栖基山都市計画下水道の変更（基山町決定）案と、あと案とあるんですよ、あくまでもですね。都市計画審議会にかける案ですよ。この案が基山町決定としたのを案として上げるんですよという文書なんですね。だから、私はここについて説明を今求めたところでもあります。

わかりました。十分これについては、今から先、特に関係地区の住民説明会を聞く中で、変更できるところは、私はよりよい方向に変更していくべきではないのかというふうに思っています。それを踏まえて、具体的質問にまず入ります。

先ほどから公共下水道接続世帯、5,242世帯というふうに言われました。認可区域に認定されて、公共下水道に接続していない世帯は今何世帯ありますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、下水道区域の整備区域の中は55世帯になります。未整備区域、まだ管の整備ができていない区域につきまして238世帯となっております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

それと、これは大変大事な部分であるんですけども、認可区域に設定されれば受益者負担として先ほど説明もあっていますけれども、平米450円。大体平均すれば20万円弱ぐらいになるのかというふうに思いますけれども、認可区域に設定されれば、これは払わなければならない。税金と同じ扱いなんですね。これの未納の世帯というのはありますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、受益者負担につきまして、一括納付と5回に分ける分割納付とございます。そういった支払いについては、今、分割納付を選ばれる方も多うございますので、そういう形でさせてもらっております。ただ、現時点では、ちょっと定かな数字を持ってきておりませんが、約10名ほどおられます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

これを聞いたのは、今後、公共下水道に組み込まれる合併浄化槽を設置してある世帯ですね。また、合併浄化槽を設置するとき、補助をもらって設置したのもありますけれども、個人で設置なんかは、約倍ぐらい金額がかかるんですね。そのうちの半分ぐらいが補助になるんですね。そして今回、こうして公共下水道に組み込まれるとなれば受益者負担が発生するという問題もありますから、こういう問題はなるべくならもうないほうが一番いいんですけれども、今でも10軒近くはあるということですので、これを聞きながら質問してまいります。

問題は、この65.1ヘクタールは公共下水道から合併処理浄化槽に見直すというふうになります。先ほど言いましたように、平成25年当時のこの資料の中でも同じように65.1ヘクタールは公共下水道から合併処理浄化槽のほうに見直していくというふうな形になります。図面もあります。平成25年当時と今回面積は一緒です、65.1ヘクタールです。しかし、削除する場所は変わっていますね。面積は同じで場所は変わっていると。これはどのような中身でこういうふうになっているのか説明をお願いします。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、この面積は結果として65.1ヘクタールになっておりますけれども、まず、経済的な観点を、そういったものから算出をしております。ですから、集落が多いところについては、そのままになっておりますが、そうでないところは——浄化槽への変更をお願いしたいと思っております。

その中で、今、地区計画と基山町自体が当時と違う施策、制度が新しくなっておりますので、そういう施策もございまして、部分的にはそういったところも勘案しながら、総合的

な判断で現在の形をつくらせていただいております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私は基山町が、この計画そのものが平成7年、12年ぐらいですね、公共衛生下水道として基山町が行ったのが。それから、もう——その当時は、平成7年度当時は、基山町の世帯数は約5,100ぐらいなんですね。5,200もいってないですね。今、基山町の世帯は6,900を超えていますね。それが全て市街化区域に建ったわけではありません。市街化調整区域内にもいろんな形で分家も含めて家が建っているんですね。そしてそこで、この平成25年当時から比べても基山町は市街化区域の拡大も当然、若干ですけども、してきましたけれども、いろんなところでやっぱり変わってきていると思うんです。面積は一緒、しかし、今回、この合併処理浄化槽として、公共下水道から省く面積は65.1ヘクタールとして一緒と。私、これかわからないんですね。当然、基山町はいろんな部分で開発も含めてした部分で、今回、向平原の1区画、向平原からこちらのほうも農地ですね、市街化調整区域の農地としても公共下水道に組み入れるというふうになっていますね、計画としては。こういうふうに変わってくるんですよ。変わっているのに、なぜ面積が一緒なのかというのが私はわからない。これはなぜですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、浄化槽への検討をしたときに、公共下水道で現時点では整備による計画となっております。それを今回変更で公共下水道をどこまでという線を引き、合併浄化槽が外れたところについて、合併浄化槽での整備というふうにしたいというところをお願いをしております。

その中で公共下水道のラインを引く中に、どうしても下水道管の整備はついて回りますので、かつその維持管理ですね。50年で耐用年数がございますので、当然、その手前のほうで更新はその手前で始まりますので、その手前のほうで使用料なり収益での改修を考えなくてはなりませんので、そういった部分から、場所的には余り変わらない位置になってきたんではないかと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

基山町は今、中心市街地活性化計画、そして、今度立地適正化計画、さまざまな計画を進めているんですね。これは町長も言っています。コンパクトシティという発想のもと、この市街化調整区域を広めたいというわけではないんだと。この立地適正化計画を含めて、基山町は市街化区域の拡大を狙って進めていきたいと。撤廃が一番いいんでしょうけれども、なかなかならなくても拡大。

そうすると、この拡大という発想が、今回のこの下水道の全体計画の中に含まれているのかというのが私、大変気がかりな面があるんですね。今のこの基山町の下水道の全体計画の最初の部分は、これは基山町の現在の姿、市街化区域、そして、その市街化区域の周りにある調整区域の中の既存の集落といいたいまいしょうか、これを中心に下水道計画をしたんですね。将来、基山町がどのようなになるというのは、計画の中に盛り込まれなかったんですね。こういう計画は、そんなにいつもいつも変更する計画ではないと思うんですね。それこそ当初つくってから20年。20年に一遍ぐらいのこの計画をしなければならぬし、下水道というのは、特に1回管を設置すれば、それこそ50年、何十年と合併浄化槽にしてもそうですけれども、する計画ですので、基山町の将来像を今回の下水道全体計画の中に盛り込んでおかなければならないと思いますけれども、そういうふうな発想はありませんでしたか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、市街化区域に隣接するような、もう既に市街化が形成されている、あるいは建設する可能性があるんですね、そういった市街化がある程度、もう既に見込まれるような場所については、部分的に入れさせていただいております。ただ、将来的な拡大につきましては、下水道法ではなく、まず都市計画法等の線引きの枠等もございます。（発言する者あり）

そういう形でちょっと大きな拡大面積は入っていないような形でございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

そもそもふやしたいのはやまやま、数字をふやしたかったんです。でも、もうこの出して

いる数字は変えられないと。だから、県に行って交渉してこいと、ふやすぞという話もしたけど、絶対変えられない、とりあえず、この数字はもう決まった数字なんだという報告を受けて今の形になっています。それで、だったら、今、例えば、もう山とかで入っているところもあったので、山とか沼とか、そういうのを外して、それ以外のところを入れて、面積は同じのまんまにしているという状況なので、おっしゃるように広げられるものなら、もっと広げたいところはたくさんありますので、そういう説明をちゃんと古賀課長がしないとだめですよ。そうしないと、今御質問されている内容と全くかみ合っていないので、もう一回説明を……（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

先ほど私は、これは決定したのかと何度も聞きましたね。決定していませんというふうな説明でしたよ。今町長は、いや、この65.1ヘクタールは決まっているんだと、変えられないから場所の移動でしたんだとなっていますけれども、私たちは1回も、この全体計画の見直しの中で、この65.1ヘクタールを公共下水道からのけるというのが決定したというのは、1回も私は今まで聞いたことがありませんよ。これはどこで決定しましたか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

どうも説明の誤解があるようなので、60何ぼを抜けるという話ではなくて、公共下水道の面積です。抜けるほうじゃなくて、公共下水道の面積が決まっています。それは国に数年——もう何年前かな、何年前かに出したときのやつがそれでもう決定してしまっていると、抜けるほうの面積ですね。だから、逆に言えば、減らす、もっと公共合併浄化槽地域をふやすとか、そっちをふやすことは可能かもしれないですね。だから、そういう意味ではまだ決定していませんよ、そこは。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

どうも町長が言うように意見の相違があるかもしれませんが、基山町は当初554へ

クター、今、もう少し市街化区域が拡大しましたから556.1ヘクター、これを公共下水道としてやっていくというのが基山町の基本的な計画、しかし、先ほど言ったいろんな事業の中で、見直しをする中で65.1ヘクターをこの公共下水道から合併処理浄化槽でやっていく方向に変更したいんだというのが平成25年、26年のときの計画で私たちは受けたんです。ですから、言っているように、その当時の、基山町が置かれている状況、そして、今基山町がいろんな部分を含めて開発している状況、この中で、同じ65.1ヘクターというのが、もう既成事実として決まって、あとはこれをするために場所はどのように動かしたみたいな発想だから、おかしいのではないのかというふうに言っているんですけどもね。

じゃ、町長に聞きますけれども、65.1ヘクターはどこで決めて、どういう決断でされましたか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

古賀課長からまたちゃんと説明させますけれども、逆に言えば、その六十何というのは、何年前の説明会でやったときの説明会の合計した数字のそのまんまで、何も変わっていないというふうに認識しています。それをもし広げようと思えば、もっと合併浄化槽地域を広げてくれということは、今からでも対応可能だと思っています。

じゃ、逆に公共下水道の面積を広げることができないんですという、それを説明したところなんですけれども、それは前に、そういうことをうちが出した数字があって、それが今の段階では変えられないと、そういうことなので、合併浄化槽と公共下水道のところがちよっとごっちゃになっているみたいなので、そこは後でまたゆっくり御説明させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

私もここは何回も、その当時の平成25年、私たちは、これは今後の下水道事業として出された分を見ながら言っているんですよ。その当時、554ヘクター、これをふやすことはあり得ませんよ。この当時、554ヘクター、これはほとんどが基山町の市街化区域、そして、今の既存の住宅があるところですから、これをすれば、基山町は財政破綻するんだというの

は私、さっき先ほど言いましたよね。だから、見直しを進める中で、この公共下水道の中に置かれている部分の、公共下水道の管工事としている部分を減らすんだという中身なんですよ。それで私は議論しているつもりで、公共下水道の面積をふやせとかは私は言っていません。

それともう一つは、結局、基山町が今回見直しの中で、65.1ヘクタールが既成事実化しているのは、これは計画の段階に福岡県の流域下水道を含めて、基山町がこういう計画を持っているんですよというのを、暗にもう基山の決定事項として出されたからじゃないんですか。そして、これがもうひとり歩きじゃないけれども、ずっと今日まで来ているんだと。

そして、何年か前にこれは小郡市との暫定的な下水道の計画の中で協定とか結びましたよね。1日1,950リッターとか、いろんなこれを引き続けとか、そういう中で、この基山町の見直し案というのも説明されたんじゃないですか。だから、もうこの65.1ヘクタールについては扱われないというふうな形になっているんじゃないですか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長、明確にお願いします。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、65.1ヘクタール自体は24年度のところから出ております。その後、汚水処理構想が27年度の頭で決まっております。多分その26年度の中でやりとりがあった分だと思っているんですが、ただ、そういう中で、汚水処理構想につきましては、福岡県のほうから実排水量、そういうのと、人口の——今、福岡県では社人研関係を採用されているんですが、そういった中で現在できているもので、ちょっと済みません、いつ決定したかというのは、こちらで今持って来ておりません。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そしたら一言、これだけお願いします。

この65.1ヘクタールは、今でも動かすことができるんですよと、要望によって。ふやすこともできるし、減らすこともできるんですよという形でいいですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私の認識では、ふやすことは可能ですけど、減らすことは非常に難しいかなと思います。なぜならば、減らしたら、その分、公共下水道の面積が広くなっちゃうので、これは難しいかなと思います。違うなら、ちゃんと答えて。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

今、町長言われましたように、公共下水道の面積がございますので、そこでふやせない部分はあるかと思えます。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

そういう計画を私たちは全然聞いていなかったんだと、今言われたように。あくまでも、いや、変更を今計画していますと。私、何度もこれについては質問してきたんですよ。一般質問だけじゃなくて、特別委員会の中でも。しかし、今みたいな答えは1回もなかったんですね。そして、急に出てきたもんだから、やっぱりどうなっているのかと思うんですね。

ここでばっかり時間をとるわけにはいきませんが、ぜひ多くの時間でやっぱりここは聞くべきなんだと。こういう計画をそんなにいつもいつも見直しができるもんじゃないんですね。今回見直しをすれば、私は50年はもう見直しはできないんじゃないかというぐらい思うんですよ。

というのは、この下水道事業というのは、やっぱり長期的に安定的にするためには、受け入れる側、浄化センターもやっぱり物すごくここは神経使う部分でもあるんですね。よろしくお願いしておきます。

それで、基山町は公共下水道のこの556.1ヘクタールから65.1ヘクタール分については、今後合併処理浄化槽として、下水道の処理をしてもらいますと、下水処理をしてもらいますというふうになります。そして、公共下水道に、例えば、5人世帯で5人槽とか、5人世帯で住んでいる公共下水道、また、5人槽の合併処理浄化槽の年間維持管理とか使用料の関係で差が生じると。差が生じた部分に対して基山町は補助でしたいと。私はできるならば、基山町は今後の下水道事業全体を考える中では、基山町に移管して、基山町が一体的に公共下

水道の中でこの合併浄化槽も維持管理していく市町村型合併浄化槽の設置方式、そちらのほうに切りかえほうがいいのではないのかというふうにしましたけれども、先ほどから個人設置型の補助のほうが丁寧に扱ってもらおうとか、いろんな説明がありました。

基本的に、この公共下水道として利用するのと、合併浄化槽として維持管理費を払うのと、どれぐらいの差が生じ、基山町はどういうふうな補助方式を考えようと今計画されていますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、補助の金額としましては、2万7,000円と修繕費もございますので、最大で3万7,000円になります。その根拠といたしましては、維持管理費が浄化槽の分と公共下水道の年間使用料、浄化槽も年間維持管理費ですね、これとの比較をした浄化槽のほうが負担が大きい分について公共下水道と同じになるような形の補助が今申しました金額となります。（「正確に言っておかないと」と呼ぶ者あり）

内容としましては、法定検査料と保守点検料……（発言する者あり）

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

合併浄化槽の人槽が、要するに家族が多いような場合には、この3万7,000円は適用されないわけだから、そこをきちんと言っておかないと、今のままだと合併浄化槽全てに3万7,000円が適用されるという説明になってしまうので、それは明らかに間違いだから、ちゃんと説明してください。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

ちょっと説明が間違いまして済みません。

まず、今言うように比較して、公共下水道より負担が上がる分については、もう補助はないと。ですから、公共下水道より負担が大きい分についてが補助ということで、あくまでも公共下水道の方と公平な負担となるような差し引きで、今の2万7,000円と修繕が必要であ

ります浄化槽の1万円というふうに考えております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

確かに言われるのはわかるんですね。例えば、公共下水道の場合は、最終的には上水道と一緒に設置されているところが多いもんだからですね、ひと月にどれくらい上水道の水を使ったと。それが結果的には下水に行きますからね。それがふた月に一遍、上水道の検針に合わせて下水もされていますね。合併浄化槽の場合は、法定検査がありますね。これは年に1回ですか、佐賀県のほうから来て検査をする部分があるんですね。

それと2カ月に1回、設置の点検と、あとは何かいろんな補修とか、それがありますね。それと合併浄化槽の場合は年に1回、全部くみ取って清掃をしなければならない。この合併浄化槽の3つの合計金額と、結局公共下水道で使用料として使う金額、その差を補助したい。ただし、言うように公共下水道の場合は、1軒の家で、例えばどれだけ使うというのがありますけれども、合併処理浄化槽の場合は、5人槽とか7人槽とか10人槽で決まりますね。だから、5人槽といったとしても、例えば2人しか住んでいない家もあれば、5人槽で5人住んでいる家もあると。公共下水道の場合は、最終的に計算方法が1人月80立米ですかね。

（発言する者あり）済みません、8立米というふうな計算であるんですけども、そうすると、5人槽の場合は1人目、2人住まいだったら、その差2万7,000円は補助しますよと。しかし、5人槽の家で3人住んでいると。夫婦に子どもが住んでいるというところに対しては、この2万7,000円は補助しませんよというのが基山町の今、案ですね。7人槽の場合は、3人まで住んでいたら補助しますけれども、例えば、夫婦に子どもが2人、4人だったら、もう補助しませんよというふうな計画ですね。

私はこの計算方法がいいのかというのは若干問題があると思いますけれども、どうしてこの家に何人住んでいるというのを把握しますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、把握法としては、申請の形をとりたいと思います。そして、こちらのほうでその確認を持っているデータで確認をさせていただきたいと思います。ですから、これは毎年見

直しが多くなってきましたという説明を全員協議会のとき行いましたが、そういった部分からも1年に1回の確認と見直しを行ってまいります。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

全員協議会での説明は住民基本台帳ですか、そういうので何人住んでいるというのを把握しますよというふうな形ですね。これもなかなか難しいと思いますね。住所は入れているけれども、実際はどこかの大学、どこかに仕事に行っていないというところもありますし、その逆もまたあるかもしれませんね。そうすると、それを一々チェックするのがどれだけ大変かというのも私はあると思うんですね。

それと、基山町は補助方式がメリットがあるんだというふうな言い方です。私もそれこそ町に移管する。そして、公共下水道の中で一緒にこの合併処理浄化槽についても維持管理を町が主体的にしていく。そして、使用料、公共下水道と同じように使用料を納めて、基山町が徴収するというふうなやり方のほうが将来、安定的にはそちらのほうがいいんだというふうに思っていますけれども、これについて、先ほどは検討されて、そのメリットを言われたんだろうと思いますけれども、どこか見に行かれて研修とかなんかされましたか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

はい、今議員おっしゃられました移管方式と言われている部分ですね、ここにつきましては、佐賀市が一番多くされておりますので、そちらのほうに出向きまして、内容はお伺いしております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

しかし、基山町が補助方式をするというふうな形になるんですけどもね、これは公共下水道として基山町はもうある程度整備も進み、合併浄化槽としても設置も進み、水洗化という見方をすれば、公共下水道、そして合併処理浄化槽を含めた水洗化率ということで見れば、もう九十四、五%ぐらいいっているのかなと。あと先ほど説明が少しありましたけれども、

し尿処理、くみ取り方式は、もう805世帯でしたか、大変少なくなっているんですね。

この805世帯をどうするかによって、本来は、例えば805世帯については、ある程度市街化区域以外のところについては、合併処理浄化槽で、もう設置してくださいというふうにすれば、それが本当は一番安く上がるんですね。しかし、そういうわけにはいかない面も私も十分理解してから今話をしているんですけれども、そうすると補助方式での将来のデメリットというのは何か考えられていますか。いや、デメリットは別にないというふうに思われますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

そうですね、デメリットといいますと、私どもの事務のほうの、最初議員がおっしゃられたように確認等は当然出てまいります。住民の皆さん方でも、申請も確かに一、二回出てまいります。一度書いていただければ、あとはもう名前の部分ということになりますので、その辺は2年目以降が軽減されるのではないかとこのように思っております。こちらの運営側にはデメリットが多いんですが、住民の皆さん方には今現在も大切に使われてこられたものをそのまま使っていただいて、そこに私どもが補助をさせていただくという形では大きなデメリットはないのかと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

もう時間もありませんので、あと基本的なことを聞きますけれども、今回、この全体計画の見直しの中で、きょう7区の方が多くいらっしゃいますので、7区の例をとります。

野口地区、長野、北奈良田、南奈良田、それに西長野、この地区には、公共下水道が来るようになっています。そうすると、今、合併浄化槽で設置してある……

○議長（品川義則君）

重松議員、正面を向いていただいているですか、マイクを……

○9番（重松一徳君）

済みません。してある世帯も、結局、公共下水道に接続しなければなりません。そうすると7区、どちらかというと田舎ですので、屋敷面積が1,000平米を超える、中にはもう2,000平

米ぐらいなところもあるかもしれませんが、あります。平米450円の受益者負担だったら、1,000平米だったら新たに45万円を受益者負担として払わなければならないと。今は公共下水道、合併処理浄化槽として、もうきれいな水を川に流しているんだと。何で改めてしなければならないのかというふうに出てきますけれども、この場合も公共下水道として認可区域としたからという形では、この受益者負担を払わなければならないというふうになりますか。

そして、今までどおり宅地の面積でこの受益者負担は払わなければならないというふうになりますか。

○議長（品川義則君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず建物が建っている敷地面には宅地面と同じかと思うんですが、敷地面積に対しての受益者負担は発生すると考えております。

ただ、今後調査する中で、よくあるのは、広い敷地に畑があつて、畑はもう畑として利用されていけば、賦課保留という形がとれますので、そういうふうに本当に一つの敷地に宅地だけの利用をされているのかという違いでは、また金額も変わってくるかと思っております、基本的にはいただきますが、そういった事情の中で判断していく分もあるかと思っております。

○議長（品川義則君）

重松議員。

○9番（重松一徳君）

ここが今から先出てくるんですね、この見直しをする中では。だから、基山町は認可区域をずっとするとき、小まめ小まめに、これは当然年次計画、年度計画とか数年計画でしますから、開発、認可区域の拡大をしてきましたね。認可区域以外のところについては、補助という形で合併浄化槽の設置をずっとしてきたんですね。それが先ほどの数字にも出てくるんですね。

そして、今度はこの認可区域の扱いの中でこの合併処理浄化槽とする、公共下水道とするというふうになったときに、基山町の今まで補助を出して合併浄化槽を設置したところも、合併浄化槽を埋めて公共下水道に接続しなさいよと、二重投資になってくるんだという問題、これは最初から指摘している部分ですけどもね、そういう問題が発生すると。

それと、言うように自分の地域は、逆に言えば合併処理浄化槽がほとんどの世帯はついて、くみ取りの世帯はもう少ないというのもありましょう。それとは別に、今度は逆に基山町の全体的な発展計画といたしましょうか、立地適正化計画含めて、例えば、塚原・長谷川線より私は東側は、これは逆にいえば公共下水道に組み入れるべきなんだと。そして、八ツ並線の沿線、高島団地の反対側ですね、あそこの地域についても公共下水道に組み入れるべきなんだと、逆にそういうところもあると思うんですよ。組み入れるところもあれば、逆に言えば、公共下水道の計画から合併処理浄化槽のほうに入れる計画があるんだと、そういうところをぜひ今後とも、これは十分な意見を聞いて見直しをしていただきたいというのを最後をお願いいたします。

あと、きょう聞けなかった分については、また改めて違うところでお伺いしていきたいというふうに思っています。これで終わります。

○議長（品川義則君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後 3 時30分 散会～